

# 第4期相模原市地域福祉計画

案

相模原市

# 目 次

## 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け等	4
（1）地域福祉とは	4
（2）地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現	4
（3）計画の位置付け	4
（4）計画の策定体制	7
（5）市社会福祉協議会との連携	8
（6）地域福祉の圏域	9
（7）地域福祉への参加	10
3 第3期相模原市地域福祉計画の取組・評価	11
4 計画期間	17

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 社会状況	21
2 地域の課題の把握	31
3 地域における活動・取組	45

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 計画の体系	52
4 本計画の目指す姿	53
5 重点的な取組	54

## 第4章 施策の展開

基本目標1（体制づくり）	77
「誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。」	
1 身近な地域で相談を受けることができる体制を充実します。	78
2 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に取り組みます。 ＜市成年後見制度利用促進基本計画について＞	80
3 生活に困窮する人への支援体制を充実します。	94
4 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します。	96
5 あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進めます。 .....	97
基本目標2（人材づくり）	99
「地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。」	
6 福祉について、知る、学ぶ機会を充実します。	100
7 地域で活動する担い手の確保に取り組みます。	101
8 専門的な福祉人材の育成・確保・支援に取り組みます。	103
基本目標3（関係づくり）	104
「住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。」	
9 地域の支えあいを促進して、支援を必要とする人を見守ります。	105
10 地域住民が交流できる機会を充実します。	106
11 地域での様々な取組をつなげて、支援の輪を広げます。	107
12 すべての人が、社会において孤立することなく、地域社会に参加することができるよう、支援のネットワークづくりに取り組みます。 ＜市再犯防止推進計画について＞	108

## 第5章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制	119
2 評価の方法	119
3 成果指標	119

## 第1章

### 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進み、人口減少が始まる中で、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯が増えるとともに、地域における人と人とのつながりが希薄化して、地域で互いに支えあう関係づくりが難しくなっている状況です。地域に住む方々が安心して暮らしていくためには、支援する人、支援される人に分かれるのではなく、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに参加する、地域福祉の推進がますます重要になっています。

本市では、平成17年に相模原市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定し、支えあいの地域づくりを推進してきました。第2期相模原市地域福祉計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）では、前計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、災害時の要援護者の支援体制の推進など、社会環境の変化等に対応した計画となるよう見直しを行いました。

また、第3期相模原市地域福祉計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）では、「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」を新たな基本理念とするとともに、この基本理念を相模原市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が策定する地域福祉活動計画と共有して、市と市社会福祉協議会が協力して、一体的に地域福祉の推進に取り組んできました。

これまでの相模原市地域福祉計画においては、災害時要援護者の支援、生活困窮者の自立支援など、計画策定時の課題に対応するための取組を位置付けており、第3期相模原市地域福祉計画の期間中においても、ひきこもり、8050問題、ダブルケアなどの新たな課題が顕在化するとともに、援助を必要としている世帯が抱える課題が複合化・複雑化している状況にあり、これらの課題解決に向けて、新たな対応が求められています。

国においては、社会情勢の変化を踏まえて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、『丸ごと』つながることで、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現を目指しています。

このような背景を踏まえ、これからも、誰もが地域でいきいきと暮らせるよう、本市の地域福祉を更に推進するための指針とする、第4期相模原市地域福祉計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け等

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域や家庭で、誰もが安心していきいきと暮らしていくために、福祉サービスなどを利用しながら、地域でのつながりを大切にし、支えあいの関係を築いて、地域全体を明るく元気にするという取組です。

しかし、地域には、ひとり暮らし高齢者、子育てや家族の介護等の課題を抱える方など、支援を必要とする方がいる一方、生活様式や価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化し、社会的に孤立している方もいます。

こうした課題を抱える方々を支援するためには、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力しながら、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、社会保障制度や、対象者別の福祉サービスだけでは解決が難しい地域生活課題を解決し、その人を取り巻く人間関係を豊かにする、地域福祉の取組を更に進める必要があります。

### (2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

「地域包括ケアシステム」は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳を持って、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される仕組みです。

国は、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築して、切れ目のない支援を実現することを目指しています。この方向性が「地域共生社会」の実現です。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画であり、市全体の「まちづくりの指針」となる「相模原市総合計画」を上位の計画とし、高齢者、障害者、児童、保健医療、自殺対策等の相模原市総合計画の各部門別計画と整合を図っています。

また、平成29年の社会福祉法改正により、同法第107条第1項第1号に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が新たに盛り込まれ、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」に位置付けられました。地域における福祉の各分野で、共通して取り組むべき事項については、地域福祉計画に盛り込む必要があることから、各部門別計画で位置付けている施策や、関連する他分野の施策を「地域」という視点で捉え直し、各部門に横断的に関わる地域住民の福祉活動を推進するため、仕組みづくりや環境整備を行う計画とします。

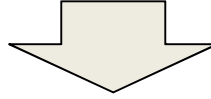
さらに、市社会福祉協議会が策定する「第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とは基本理念、基本目標を共有し、互いに連携を図りながら、本市の地域福祉を一体的に推進する計画とします。

加えて、第4期相模原市地域福祉計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を新たに盛り込むこととします。



計画の位置付け

相模原市総合計画



地域福祉計画

高齢者保健福祉計画

共にささえあい生きる社会  
さがみはら障害者プラン

子ども・子育て支援事業計画

保健医療計画

自殺総合対策の推進のための  
行動計画

高齢者、障害者、児童の福祉その他の福祉に共通する  
項目  
(生活困窮者自立支援の取組、成年後見制度の利用促進、  
再犯防止の推進、包括的な相談支援体制の整備、  
人材づくりなど)

本市の地域福祉を  
一体的に推進

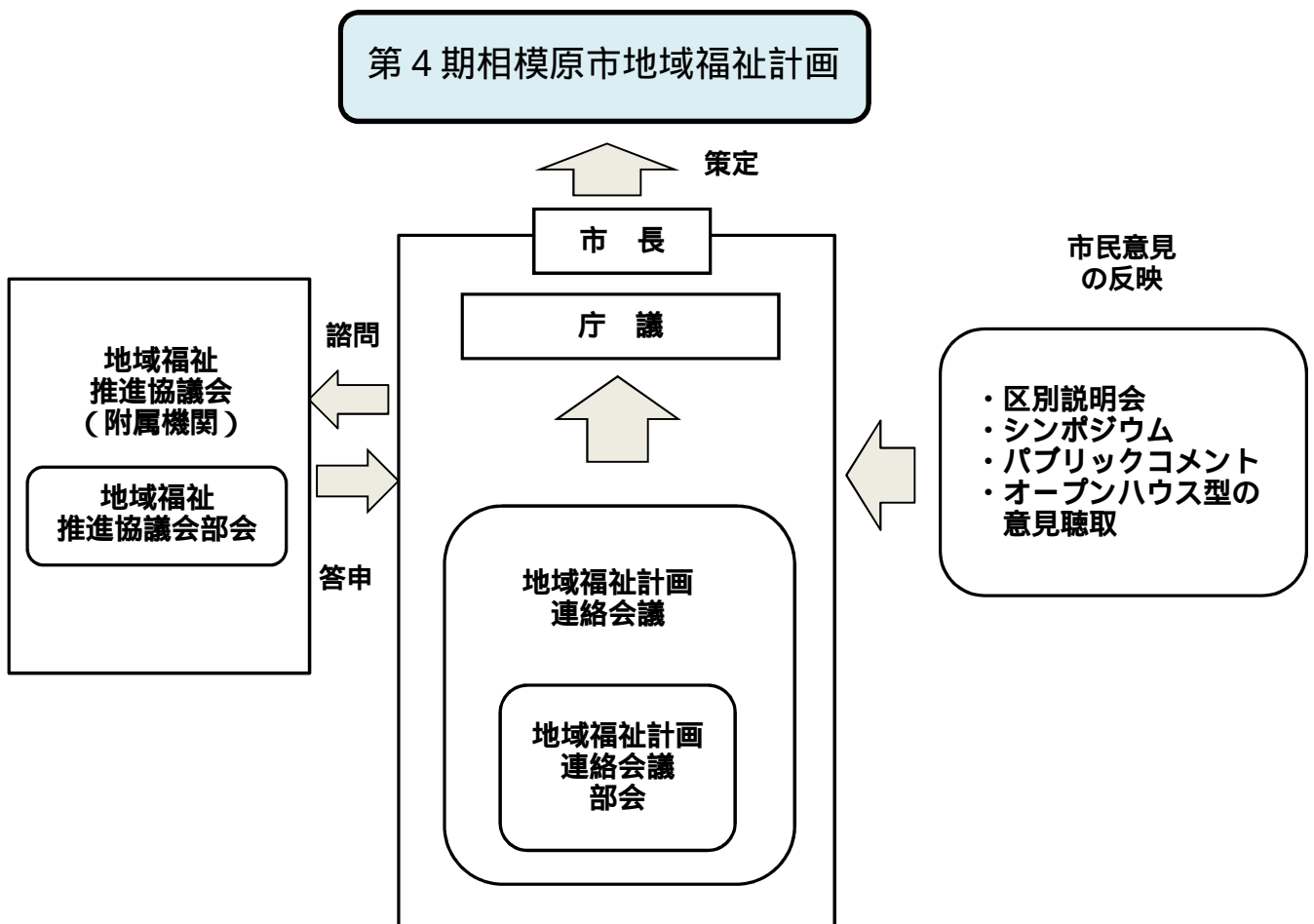
相模原市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画

(4) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉事業者、市内の公共的団体、公募市民等を構成員とする「相模原市地域福祉推進協議会」に諮問を行い、検討を進めました。

今回は、成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進に関する内容を専門的に調査審議するため、相模原市地域福祉推進協議会内に新たに「相模原市地域福祉推進協議会部会」を設置し、審議を重ねました。

また、検討過程においては、市民を対象とした計画策定に係るアンケート、地域福祉の活動を支える地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員へのアンケート、市政に関する世論調査、区別説明会、シンポジウム、パブリックコメント、オープンハウス型の意見聴取を実施し、幅広く市民の意見を取り入れ、策定しました。



## (5) 市社会福祉協議会との連携

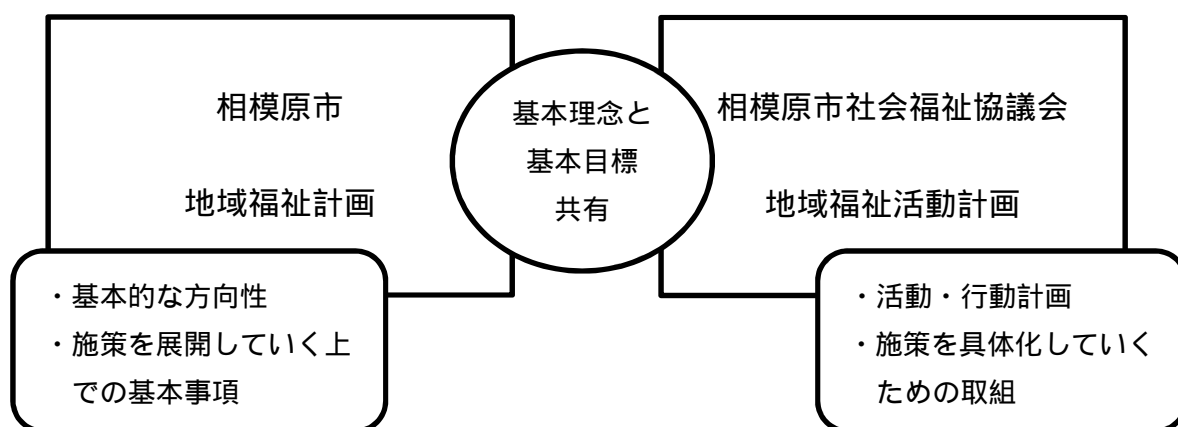
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、関係団体、ボランティア等との連携により、地域福祉の推進の中核的な役割を担っており、今後もその役割を果たすことが期待されています。

市町村が策定する「地域福祉計画」は、地域住民の主体的な参加と、事業者・行政との協働により、地域福祉を推進するための基本的な方向性や、施策を展開していく上での基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備などを行う地域福祉の基本計画的な役割を担う行政計画です。

これに対して、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が呼びかけて、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画をより実践的、具体的な計画とするためには、両計画が相互に連携し、補完し合うことが極めて重要となります。

このため、「第4期相模原市地域福祉計画」の策定に当たっては、市社会福祉協議会が策定する「第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と「基本理念」や「基本目標」を共有するとともに、両計画の策定に関する会議の合同開催、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員へのアンケートを共同で実施するなど連携を深め、地域福祉を一体的に推進する計画となるよう努めました。



## (6) 地域福祉の圏域

本市は、旧津久井4町との合併を経て、平成22年4月の指定都市移行に伴い、「緑区」、「中央区」、「南区」の3つの区を中心としたまちづくりを進めています。

しかし、地域住民の参加が大切となる地域福祉の取組を進めるためには、より身近な地域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。本市は、歴史的に古くから地区社会福祉協議会の組織化が進んでおり、市内22地区で、地区社会福祉協議会が地域福祉の重要な担い手となっています。

また、この22地区には、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会やまちづくりセンターなど、地域福祉やまちづくりの基盤が整備されています。

このことから、本計画では、引き続き、「22地区＝小圏域」とし、地域福祉推進のための中心的な圏域として位置付けるとともに、各圏域に応じた施策の展開を図っていきます。

なお、高齢者保健福祉計画において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保されるため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように設定した「日常生活圏域」には、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援や住民の活動支援が実施していることから、地域福祉を推進する上で、密接な関わりのある圏域となっています。

区 分	圏 域	施策の展開
大圏域	全市域	市全体の福祉施策を推進し、児童相談所などの専門機関を整備する圏域
中圏域	3区	区役所を中心に地域課題を共有し、まちづくりを進めるとともに、公的な相談窓口やサービスの提供体制を整備する圏域
小圏域	22地区	地区社会福祉協議会を中心に、地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う範囲。住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を高める仕組みづくりを進める地域福祉計画の推進における中心的な圏域
日常生活圏域	29地区	できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される圏域
小地域	学区、 単位自治会	単位自治会や民生委員・児童委員、近隣住民相互の協力により、日常的な見守り活動や支えあいの関係づくりを進める基本圏域

## (7) 地域福祉への参加

少子高齢化や地域との関わりの希薄化が進む中で、地域で暮らす方々が抱える課題やニーズの複合化、複雑化が進んでいます。また、個人や家族、公的な福祉サービスによる支援だけでは課題への対応が難しくなっています。

社会福祉法第4条では、地域住民は、地域福祉の推進に努めることが求められるとともに、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、生活する上での各搬の課題を把握し、関係機関との連携により、課題の解決を図るように留意することも求められています。

このような中、誰もが地域で自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、自助・互助・共助・公助を上手に組み合わせ、地域住民がお互いに関わりながら地域福祉を進めることが一層重要になっています。

地域福祉を進める上では、これまでのような「担い手」と「受け手」という立場で分かれるのではなく、相模原市に住んでいる人、働いている人、自治会、商店会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、市など地域で暮らす全ての人や団体等が地域福祉に参加し、関わるのが大切です。

### 3 第3期相模原市地域福祉計画の取組・評価

平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、第3期市地域福祉計画を策定し、基本理念である『みんなで支えあい 地域の力が育む人にやさしいまち さがみはら』の実現に向け、地域福祉の推進を図ってきました。

これまでの主な取組と今後の課題について、整理します。

#### 基本目標1 <関係づくり>

住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

#### 成果指標

指標	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成31年度)	目標 (平成31年度)	指標の説明
地域で活動している機関・団体とのつながりが少ないと思う民生委員・児童委員の割合 【民生委員・児童委員アンケート調査】	35.6%	25.4%	30.1%	地域内の連携・協力が促進されネットワークの構築が進んでいるかを測定する指標

アンケートの結果、地域で活動している機関・団体とのつながりが少ないと思う民生委員・児童委員の割合は、計画策定時よりも数値が下がりました。

地域内での連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいることが伺えます。

#### 主に取り組んだもの

民生委員・児童委員の活動の周知・啓発など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めました。

福祉月間、社会を明るくする運動などの地域福祉に関わる啓発活動を通じて、福祉への理解と意識の向上を図りました。

身近な場所で、地域住民が主体となって運営しているサロンが着実に増え、地域の方々が悩みごとを相談できる場が広がりました。

### 第3期相模原市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題

地域資源の活用を目指し、「さがみはら地域福祉ネットワーク」の取組を進めましたが、同ネットワークへの参加数は目標よりも少なく、参加しやすい環境づくりが課題となっています。

「社会を明るくする運動」に関する認知度を市民アンケートでお聞きしたところ、「運動の名称を聞いたことがなく、知らなかった」と回答の方が7割を超えるなど、支えあいの関係づくりに向けた取組に関する周知が十分とは言えない状況です。

### 基本目標2 <体制づくり>

誰もが自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

### 成果指標

	基準値 (平成26年度)	実績値 (平成31年度)	目標 (平成31年度)	指標の説明
地域で受けられる福祉サービスに満足している市民の割合 【市政に関する世論調査】	8.1%	6.7%	10.8%	充実した福祉サービスを提供しているかを測定する指標

市政に関する世論調査の結果、地域で受けられる福祉サービスに満足している市民の割合は、計画策定時よりも数値が下がりました。

一方、市民を対象とした第4期相模原市地域福祉計画策定にかかるアンケートにおいて、福祉サービスを利用している（又はしていたことのある）方を対象に福祉サービスへの満足度を調査したところ、高齢者、障害者、児童に関する福祉サービスいずれも、おおよそ半数以上の方が、「満足している」「やや満足している」と回答しています。

#### 主に取り組んだもの

地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会と連携して、市内22地区で福祉コミュニティ形成事業を実施し、地域の実情に応じた様々な支え合いの事業に取り組みました。

各区に自立支援相談窓口を設置し、就労支援、住居確保、家計相談などを実施し、生活困窮者の自立に向けた支援に取り組みました。

市社会福祉協議会と連携して、平成30年4月に「さがみはら成年後見・あんしんセンター」を開設して、成年後見制度の利用促進を図りました。

○平成27年3月に定めたユニバーサルデザイン基本指針を踏まえて、「すべてのひとにやさしい都市 さがみはら」を目指して、ユニバーサルデザインの理解促進に努めました。

#### 第3期相模原市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題

福祉コミュニティ形成事業の実施により、ちょっとした困りごとを地域で解決する取組は進んでいますが、事業に関わる方の高齢化や次世代の担い手不足が深刻な課題となっています。

市政に関する世論調査において、ユニバーサルデザインに関する認知度を調査したところ、40.9%の方が「言葉自体を知らない」、30.9%の方が「言葉は知っているが考え方は知らない」と回答するなど、7割を超える方がユニバーサルデザインの考え方を知らないという結果となっており、更なる周知が必要です。



### 基本目標 3 <人材づくり>

福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘するとともに、多様なニーズに対応できる福祉人材を誰もが自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

#### 成果指標

指標	基準値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 31 年度)	目標 (平成 31 年度)	指標の説明
福祉分野のボランティア活動に参加している市民の割合 【市政に関する世論調査】	9.1%	11.4%	10.8%	福祉への理解の深まりと、担い手の育成状況を測定する指標

市政に関する世論調査の結果、福祉分野のボランティア活動に参加している市民の割合は、計画策定時よりも数値が上昇しており、福祉への関心、理解の深まりが進みつつあることが伺えます。

#### 主に取り組んだもの

重点的な取組の 1 つに位置付けた、コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援について、平成 27 年度から平成 28 年度までに実施したモデル事業の評価・検証を経て、平成 29 年度から、市内 22 地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域の困りごとを把握し、解決に向けた支援を行いました。

「市民福祉の集い」等の福祉月間事業、福祉体験学習の実施により、福祉を知り、学ぶ機会を提供しました。

**第3期相模原市地域福祉計画に取り組んだ中で把握した課題**

福祉月間事業のうち、市民福祉の集いについては、参加者が減少傾向にあり、今後は、福祉に関する理解促進に向けて、開催形式や周知方法について検討する必要があります。

年金受給開始年齢の引上げ等により、就労する高齢者が増加していることもあって、地域におけるボランティアの担い手の確保が難しくなっている状況があります。

コミュニティソーシャルワーカーの配置により、地域の中で、複合化・複雑化した課題を抱えて、関係機関等に相談することができない方がいることが明らかになりました。また、課題の中には、福祉サービスだけでは解決が困難なケースもあり、福祉相談窓口だけではなく、地域生活課題に対応するための包括的な支援体制を整備する必要があります。

## 第3期相模原市地域福祉計画の重点的な取組

### (1) 地域資源の活用・ネットワーク化の推進

「さがみはら地域福祉ネットワーク」の事業を通じて、社会福祉施設や企業などが行っている地域貢献の情報を共有し、地域で活動する方々に提供し、支えあいの関係づくりを促進しました。

目標の登録者数を下回ったという結果を踏まえ、今後、登録条件や情報の収集方法を見直す必要があります。

### (2) 地域の相談支援機能の充実

市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携により、「地区ボランティアセンター」などの地域の相談支援体制の整備を促進した結果、現在8地区において、地域の相談支援体制が整備されました。

地域の課題は地域ごとに異なるため、解決に向けた仕組みを「地区ボランティアセンター」の整備に限定することなく、地域の実情に応じた相談支援の仕組みが構築されるよう、引き続き支援する必要があります。

### (3) 生活困窮者自立支援施策と地域の連携

各区に生活困窮者自立支援窓口において、個々の状況にあった支援を行うとともに、他機関とのネットワークづくりに取り組みました。

地域社会から孤立し自ら情報にアクセスすることが困難な方など、いまだに支援につながっていない方について、確実に支援につなげる仕組みを構築する必要があります。

### (4) コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

平成27年度にモデル事業として実施した後、平成29年度には市内22地区に1人ずつコミュニティソーシャルワーカーを配置しました。

コミュニティソーシャルワーカーが行う支援は生活課題全般にわたり、支援を必要とする方の状況によっては、長期間にわたり関わりを持つ必要があるなど、活動にかかる負担が大きい状況です。今後はコミュニティソーシャルワーカーの活動内容や、関係機関との役割の整理を行う必要があります。

## 4 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間とし、市社会福祉協議会が策定する「第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の計画期間と整合を図ります。

また、地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載することから、「相模原市高齢者保健福祉計画」及び「共に支えあい生きる社会さがみはら障害者プラン」の計画期間と整合を図ります。

なお、社会情勢の変化や法改正の影響などを勘案し、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

地域福祉計画及び関連計画の計画期間

H27	H28	H29	H30	R 1 (H31)	R2	R3	R4	R5
新・相模原市総合計画（基本計画）					（仮）相模原市次期総合計画基本計画			
第3期相模原市地域福祉計画					第4期相模原市地域福祉計画			
第6期相模原市 高齢者保健福祉計画			第7期相模原市 高齢者保健福祉計画		第8期相模原市 高齢者保健福祉計画			
第2期相模原市障害者福祉計画		共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン (第3期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画)						
第4期相模原市障害福祉計画								
相模原市子ども・子育て支援事業計画					第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画			
相模原市自殺総合対策の 推進のための行動計画			第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画					
相模原市保健医療計画 (第2次前期)			相模原市保健医療計画(第2次後期)					
第8次相模原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画					第9次相模原市社会福祉協議会 地域福祉活動計画			



## 第2章

### 地域福祉を取り巻く状況







## 1 社会状況

### (1) 地域福祉に関する国の動向

#### ア 新しい地域包括支援体制の確立

平成27年9月に、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンにおいて、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズに対応するため、全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠であると捉え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について、これを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すことを示しました。

#### イ 地域共生社会の実現

さらに平成28年6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むために、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる、「地域共生社会の実現」を目指すことを公表しました。

これを具現化するために、平成29年2月には、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』を公表されました。この中では、公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換を改革の方向性として位置付け、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。



(厚生労働省ホームページより)

## ウ 社会福祉法の改正

平成29年6月に社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務が課せられました。また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。

## エ 福祉施策の新たなアプローチ

令和元年5月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を設置し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で、必要な方策などを検討し、同年7月には中間とりまとめを発表しました。

その中では、複合化・複雑化した課題解決に向けて、これからは、支援を要する人を中心に、その人に伴走する意識を共通基盤として、具体的な課題解決を目的とするアプローチとつながり続けることを目的とす

るアプローチを組み合わせる「福祉施策の新たなアプローチ」が求められています。さらに、福祉施策の新たなアプローチを実現するため、包括的な支援の機能として、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」の3つを一体的に備えることが必要ということも位置付けられています。

#### オ 成年後見制度の利用促進に向けた取組

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することによって、成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず当該制度が十分に利用されていないことに鑑み、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)を制定しました。

そして、平成29年には、同法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)が閣議決定されました。

なお、同法第14条第1項では、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。

#### カ 再犯防止推進に向けた取組

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)を制定しました。

そして、平成29年には、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第7条に定める再犯防止推進計画が閣議決定されました。

なお、同法第8条では、市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることが規定されています。

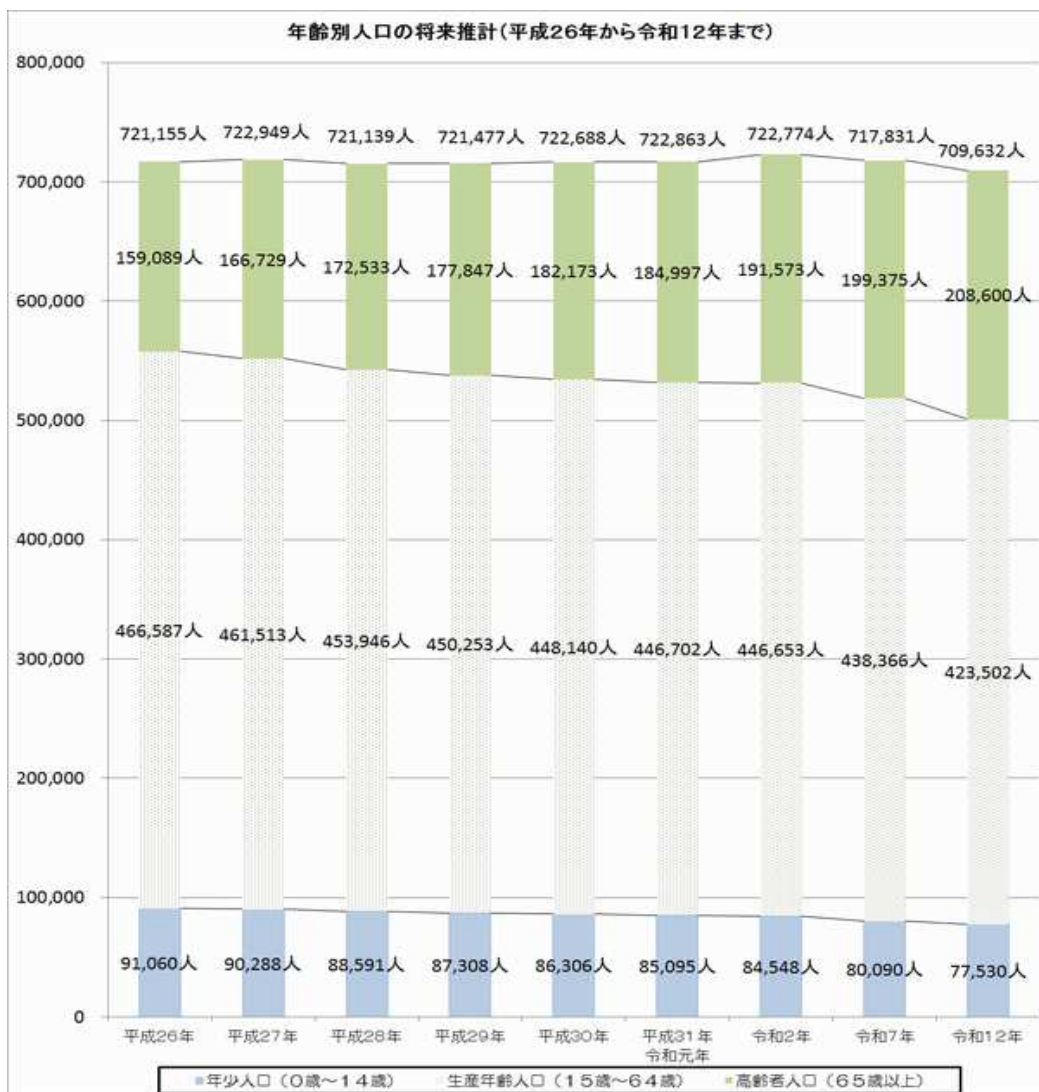
## (2) 本市の現況

### 人口の将来推計

平成31年1月1日時点での人口は、722,863人となっています。  
 今後の人口の将来推計は、総人口が減少に転じると見込まれています。

年齢別人口で見ると、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口は毎年減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

老齢人口の割合は平成26年には4.5人に1人、平成31年には3.9人に1人でしたが、令和12年には、3.4人に1人の割合となることが見込まれています。



資料：年齢別人口(推計人口 各年1月1日時点)

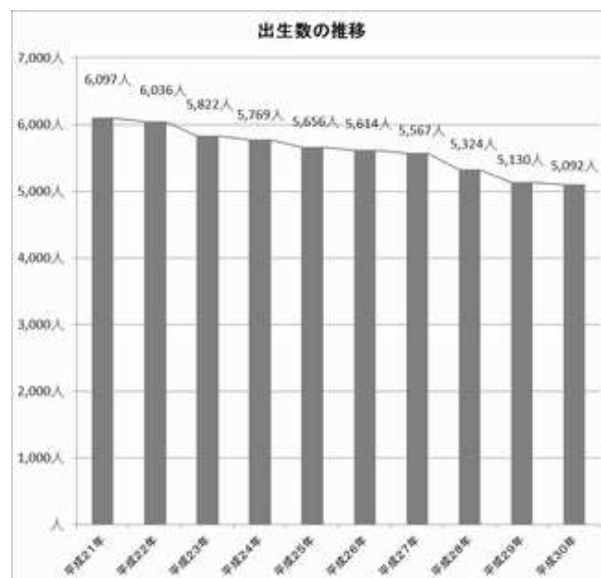
令和2年度以降は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」をもとに作成

合計特殊出生率・出生数

合計特殊出生率は、国や神奈川県と比べると低い状況です。

平成21年度は1.20人でしたが、平成29年度は1.24人で、緩やかな回復傾向にあり、この傾向は、国と神奈川県も同様です。

出生数は、平成21年から毎年減少しており、平成21年と平成30年を比較すると、約1,000人減少しています。



資料：厚生労働省人口動態統計及び  
神奈川県人口動態報告

資料：市統計書

世帯の推移

世帯数は、年々増加している一方、1世帯当たりの人員は、年々減少しています。

平成21年は、1世帯当たりの人員が2.40人でしたが、平成31年には、2.15人まで減少しています。



資料：人口と世帯数の推移 各年1月1日現在

### (3) 対象者について

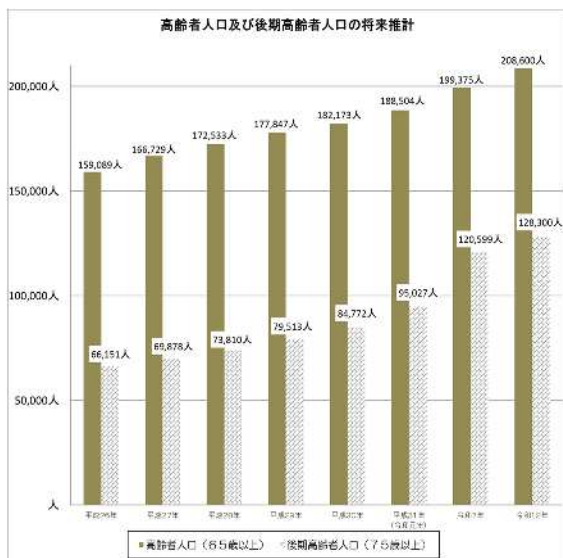
#### 高齢者人口、後期高齢者人口及び高齢者世帯

高齢者人口（65歳以上）は、増加傾向にあります。

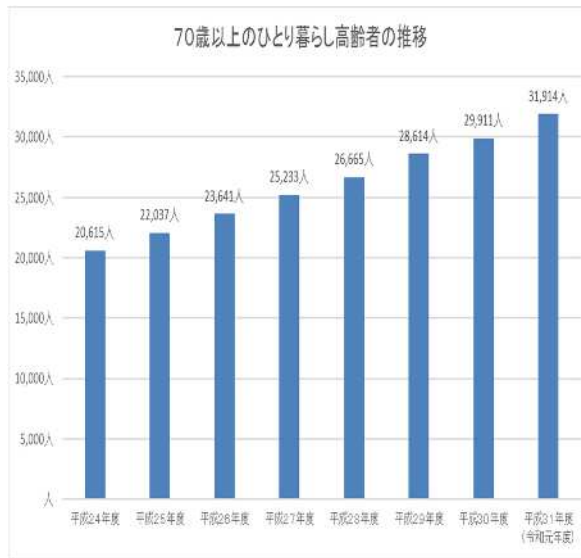
平成26年には159,089人でしたが、今後、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）には199,375人、令和12年には208,600人に増加すると推測されています。

また、後期高齢者人口（75歳以上）が高齢者人口に占める割合も増えていくことが推計されています。

なお、ひとり暮らし高齢者（70歳以上の単身者）は、平成26年度は23,641人でしたが、平成31年度（令和元年度）には31,914人まで増加しています。



資料：年齢別人口（推計人口 各年1月1日時点）



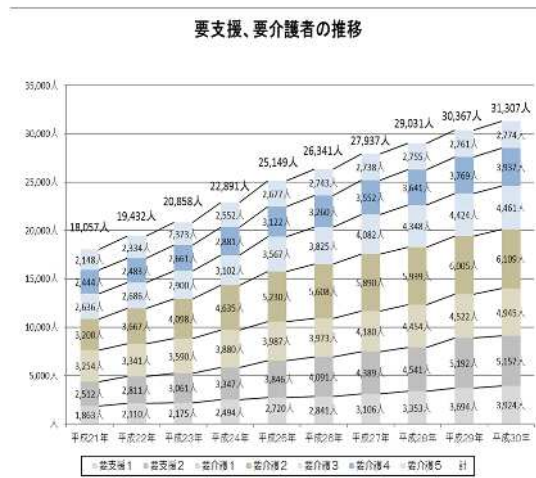
資料：市健康福祉局保険高齢部資料

令和2年度以降は、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」を基に作成

要支援・要介護認定者数

要支援、要介護認定者は、いずれも増加傾向にあります。要支援、要介護認定者は、平成26年から平成30年で4,966人増加しています。

そのうち要介護者は、平成26年から平成30年の間で2,817人増加しています。



資料：市統計書

障害者数

障害のある人の数は増加傾向にあります。平成26年から平成31年(令和元年)までの間に4,979人増加しており、14.4%の伸び率を示しています。

将来推計では、その後も増加が続き、令和5年には、44,623人に達すると推計しています。



資料：ポケットデータさがみはら及び共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン

### 保育所等利用申請者数

保育所等利用申請者数は、増加傾向にあります。平成31年では、13,406人となっており、平成26年から2,971人増加し、12.8%の伸び率を示しています。

\* 保育所等 = 保育所、認定こども園  
及び地域型保育事業

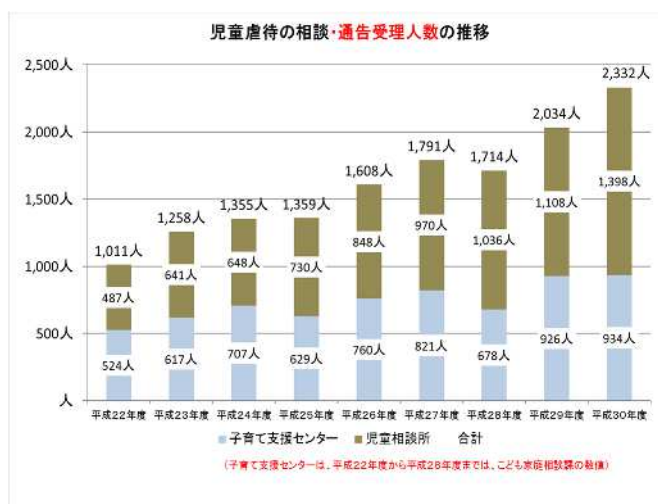


資料：こども・若者未来局作成資料

### 児童虐待相談・通告受理人数

児童虐待の相談・通告受理人数については、平成26年度は1,608人でしたが、平成30年度は2,332人と45.0%増加しています。

このうち児童相談所の相談・通告受理人数は、平成26年度の848人から平成30年度の1,398人と、64.9%増加しています。



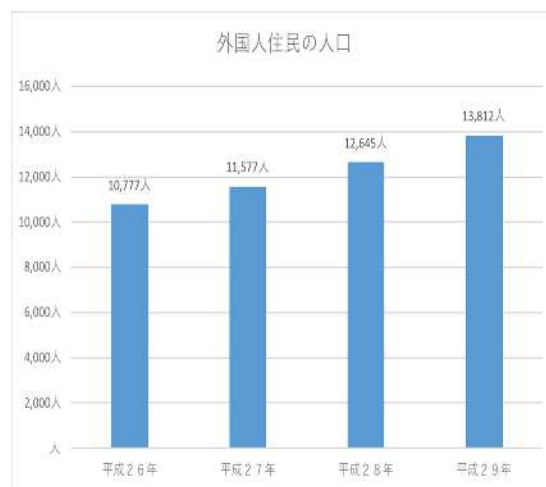
資料：こども・若者未来局作成資料



### 外国人住民の数

外国人住民の数は、年々増加しており、平成29年度末の時点で、13,812人となっています。

外国人の国籍は中国が最も多く、フィリピン、韓国、ベトナム、インドと続いています。



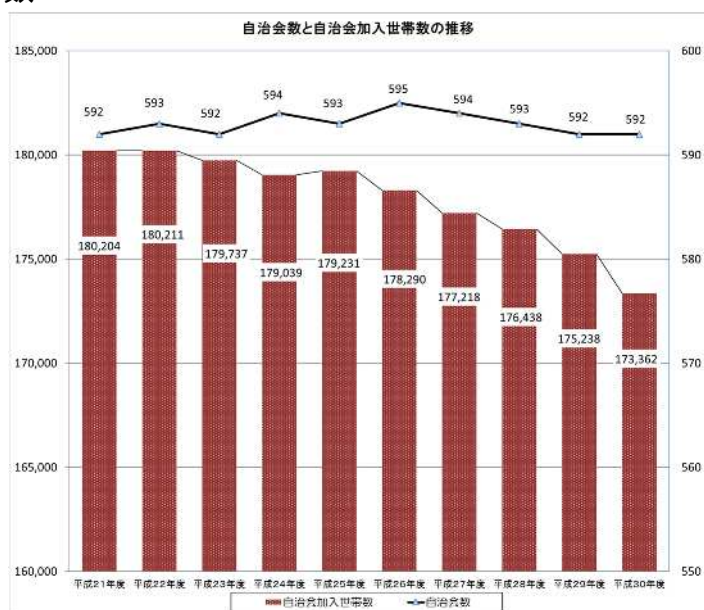
資料：市統計書

#### (4) 地域活動団体について

##### 自治会数と自治会加入世帯数

自治会数は、平成26年度に595自治会であったが、平成30年度は592自治会と、ほぼ横ばいで推移しています。

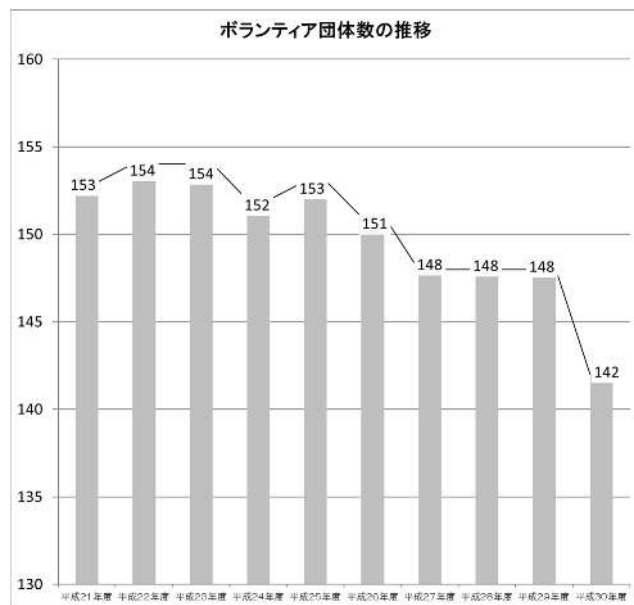
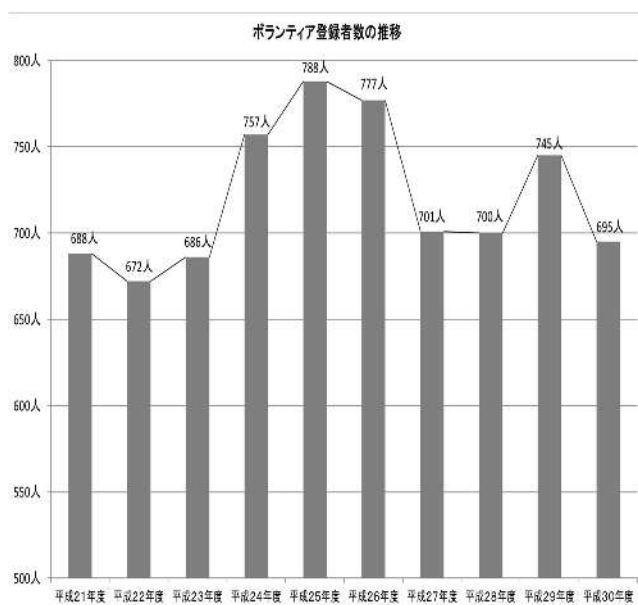
一方、加入世帯数については、平成22年度から年々減少しており、平成30年度までの間に6,849世帯減少しています。



資料：市統計書

##### ボランティア登録者数及びボランティア団体数

ボランティア登録者の数は、平成26年度に777人であったが、平成30年度は695人に減少しています。また、ボランティア団体の数は、平成26年度に151団体であったが、平成30年度は142団体に減少しています。



資料：市社会福祉協議会

## 2 地域の課題の把握

本市にお住まいの方がどのような悩みを抱えているのか、地域においてどのような活動を行っているのかを把握するために、市民を対象にしたアンケートを実施しました。

また、地域福祉に関する課題を把握するため、地域で活動していて、地域の実情を把握している地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員を対象としたアンケートも実施しました。

### (1) 市民アンケート

#### ○目的

市民が地域で暮らす中で抱えている悩み事の内容や相談先など、地域福祉の推進に関する内容を把握し、第4期相模原市地域福祉計画の策定に資するため。

#### ○対象

相模原市在住の18歳以上の男女（外国人を含む。）

#### ○対象者数

3,000人

#### ○調査期間

平成30年12月11日～12月28日

#### ○回答率

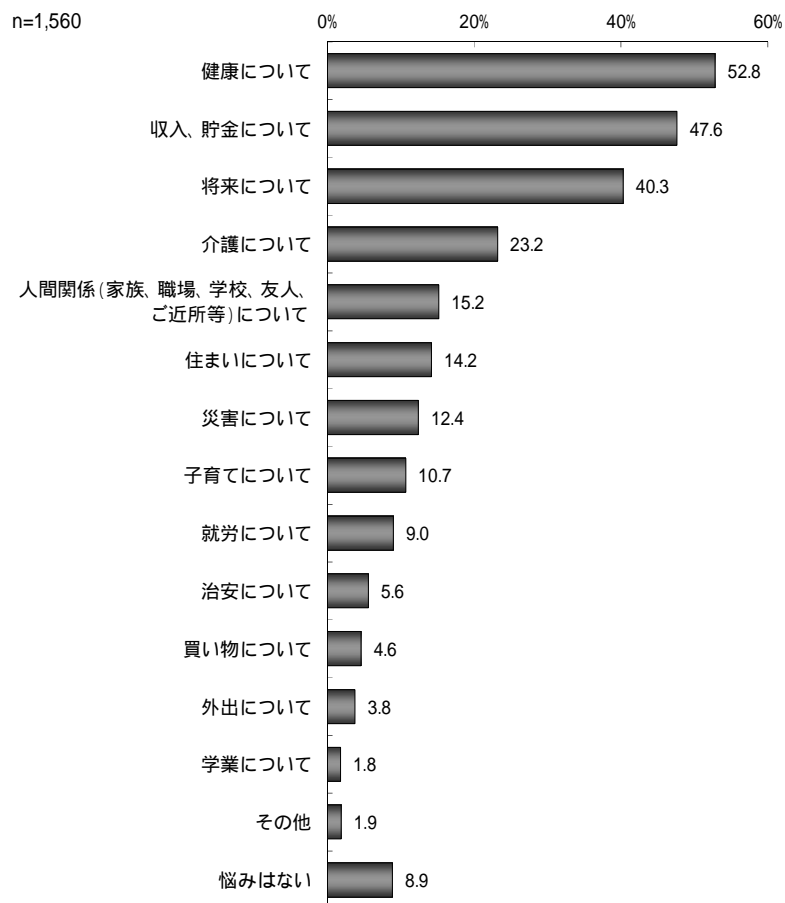
52.0%（回答者数 1,560人）

## 市民アンケートの結果

### 抱える悩みについて

今、抱えている悩みについてお聞きしたところ、最も多かった回答は「健康について」で52.8%、次いで「収入、貯金について」が47.6%、「将来について」が40.3%となっています。

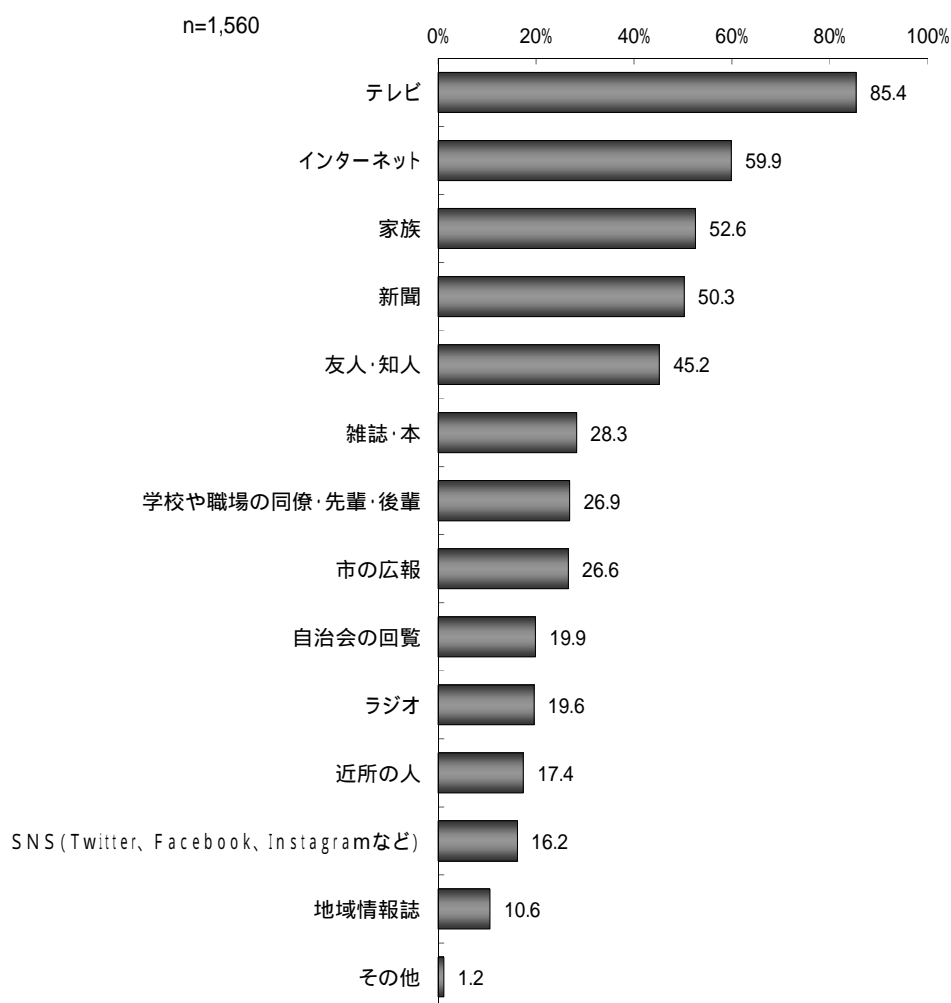
問8 あなたが、今抱えている悩みはどのようなものですか。(はいくつでも)



生活上の情報源について

生活する上で必要となる情報をどこから集めているかお聞きしたところ、最も多かった回答は「テレビ」で85.4%、次いで「インターネット」が59.9%、「家族」が52.6%となっています。

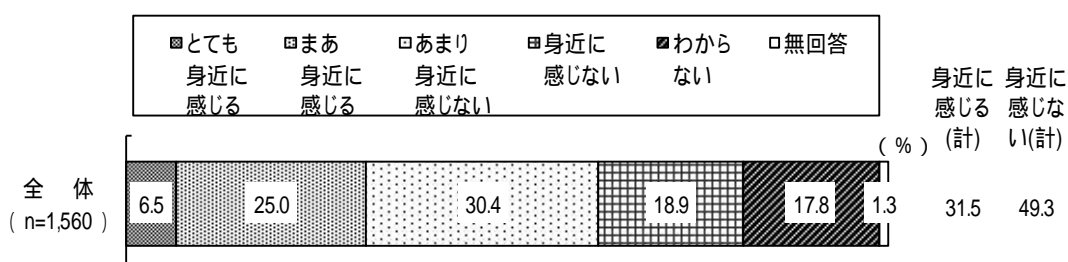
問14 あなたは、生活する上で必要となる情報をどこから集めていますか。  
(はいいくつでも)



「支え合い・助け合い」が行われていることについて

自らが住んでいる地域で、「支え合い・助け合い」が行われていることを身近に感じているかをお聞きしたところ、「とても身近に感じる」が6.5%、「まあ身近に感じる」が25.0%でした。一方、「あまり身近に感じない」が30.4%、「身近に感じない」が18.9%となっています。

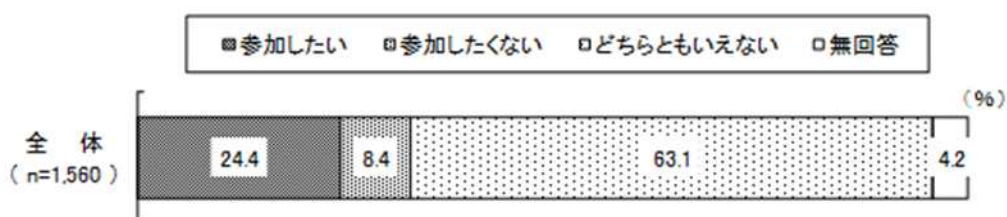
問20 あなたは、自らが住んでいる地域で、「支え合い・助け合い」が行われていることを身近に感じていますか。( は1つ)



「支え合い・助け合い」活動への参加意向について

地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したいと思うかをお聞きしたところ、「参加したい」が24.4%、「参加したくない」が8.4%に対し、「どちらともいえない」が63.1%と半数以上を占めています。

問21 あなたは、地域での「支え合い・助け合い」の活動に参加したいと思いますか。( は1つ)

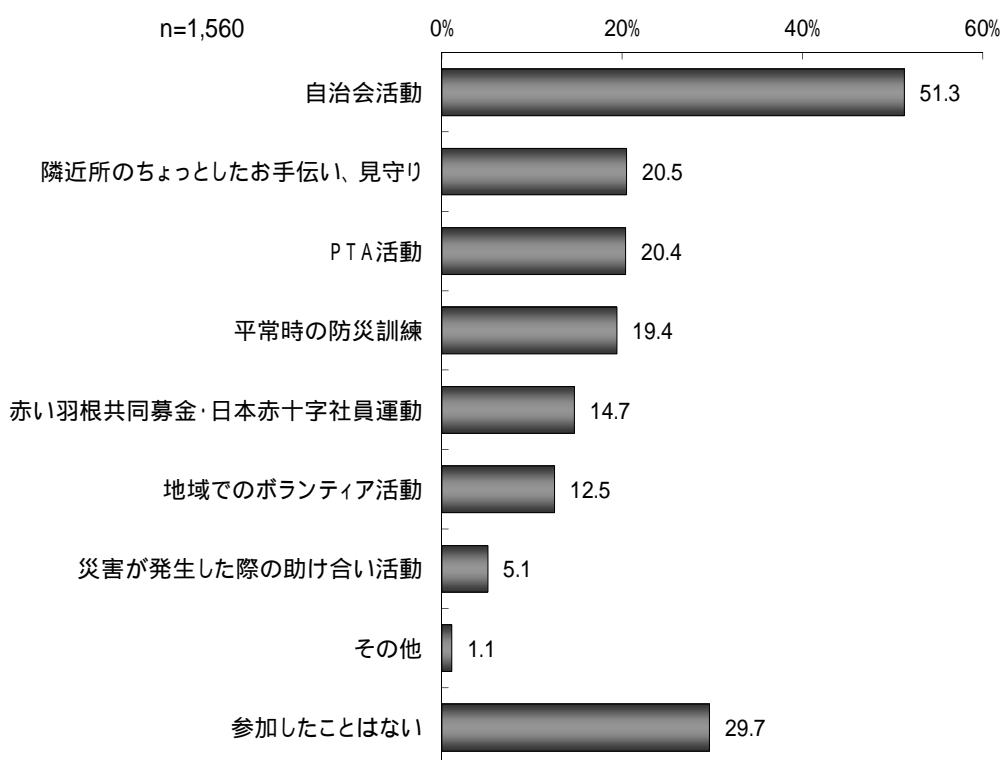


「支え合い・助け合い」活動への参加経験について

地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したことがあるかをお聞きしたところ、「自治会活動」が最も多く51.3%、次いで「隣近所のちょっとしたお手伝い、見守り」が20.5%、「PTA活動」が20.4%となっています。

一方、「参加したことはない」と回答した方は29.7%となっています。

問22 あなたは以下のような、地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したことがありますか。(はいいくつでも)

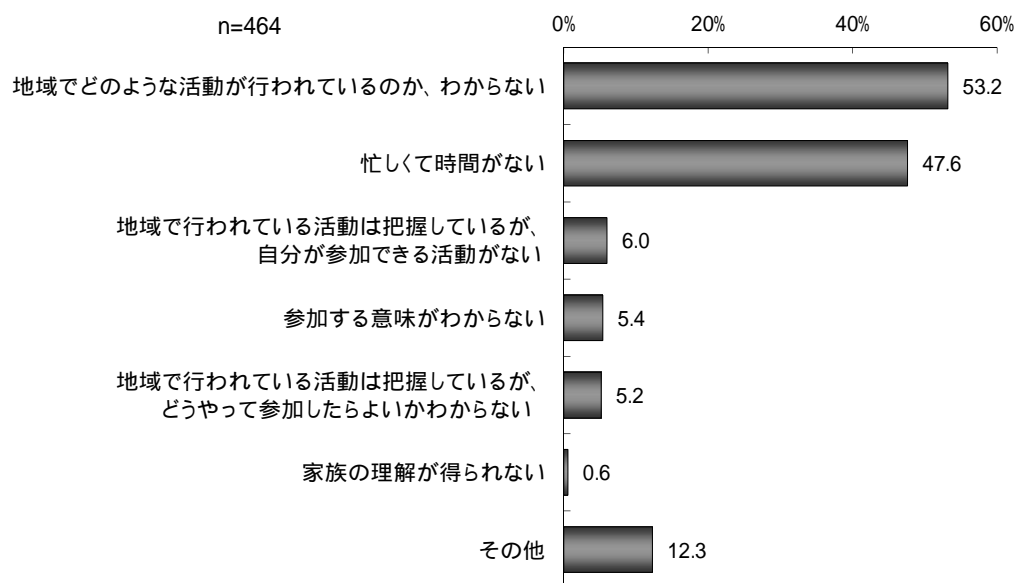


「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由について

地域の「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由をお聞きしたところ、「地域でどのような活動が行われているのか、わからない」と回答した人が最も多く、53.2%で、次いで「忙しくて時間がない」が47.6%となっています。

【問22で「9. 参加したことはない」と回答した方へ】

問23 あなたが、地域での「支え合い・助け合い」活動に参加しない理由は何ですか。(はいくつでも)



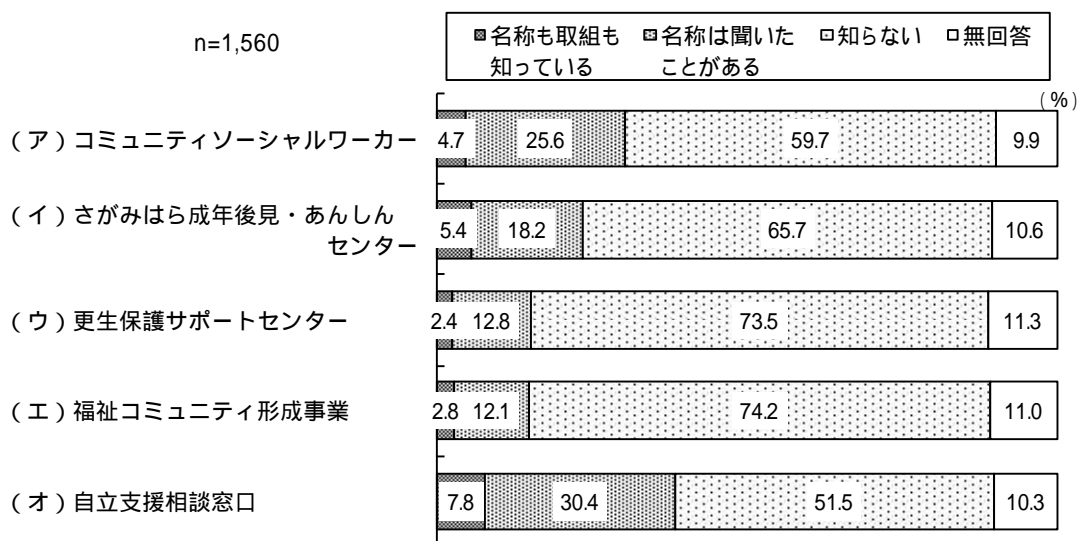


地域福祉の推進に係る取組の認知について

本市で進めている、地域福祉の推進に係る取組についての認知度をお聞きしたところ、いずれの取組も半数以上の方が「知らない」と回答しています。

問30 本市では、地域福祉の推進に係る取組を進めています。あなたは以下の(ア)～(オ)の事柄について、知っていたり、利用していますか。  
(それぞれは1つずつ)

n=1,560



## ( 2 ) 地区社会福祉協議会へのアンケート

### ○目的

第 4 期相模原市地域福祉計画及び第 9 次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため

### ○対象

各地区社会福祉協議会 22 地区

### ○調査期間

平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで

### ○回答率

100%

## 地区社会福祉協議会へのアンケートの結果

### 地域福祉に関する人材の確保

各地区社会福祉協議会では、22 地区のうち 19 地区が、「地域福祉に関する人材の確保・育成」について、運営上の課題で最も重要と捉えています。

第 3 期相模原市地域福祉計画の策定時にも同様のアンケートを行っており、22 地区のうち 19 地区が、「地域福祉に関する人材の確保・育成」を最も重要な課題と回答していることから、引き続き、地域福祉の活動を進める上での大きな課題となっていることが分かります。

質問（運営上の課題）

貴会の運営上の課題は何ですか。大きな問題として捉えているものの順番に番号をご記入ください。

集計結果

回答		回答数				
		順位 1	順位 2	順位 3	順位 4	順位 5
担い手の確保・育成 (前回は「担い手の確保」)	今回	19	0	1	0	2
	前回	19	1	1	0	0
活動財源の確保	今回	3	5	5	7	1
	前回	1	13	2	4	1
活動拠点の確保	今回	0	7	10	4	0
	前回	1	5	9	6	1
情報収集・提供	今回	0	7	4	9	0
	前回	1	1	8	10	0
その他	今回	0	2	1	0	2
	前回	0	1	1	0	1

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

地区社会福祉協議会として今後取り組むべき事業

地区社会福祉協議会では、今後取り組むべきで、優先度が高い事業を、「福祉活動の人材確保・育成」と回答した地区が最も多く7地区から回答がありました。次いで回答が多かったのは、「地域住民の意識啓発」、「サロン活動など交流・仲間づくり」となっています。

このうち、「福祉活動の人材確保・育成」については、優先度に差があるものの22地区中21地区が取り組むべき事業として回答しており、引き続き、人材の確保・育成が課題となっていることが分かります。

質問（地区社協として今後取り組むべき事業）

今後、貴会として取り組むべき事業はどのような事業とお考えですか。優先度の高いものから順に1から5までご記入ください。

事業内容		優先度					
		1	2	3	4	5	合計
災害時要援護者に対する取り組み	今回	0	0	6	1	0	7
	前回	0	1	1	2	1	5
高齢者等に対する見守り活動	今回	1	4	1	3	2	11
	前回	9	2	2	3	0	16
交流を目的としたイベントの招待（高齢者・障害者）	今回	1	0	1	0	2	4
	前回	1	0	1	0	1	3
子育て支援、青少年育成	今回	2	2	2	1	3	10
	前回	0	3	1	4	2	10
サロン活動など交流・仲間づくり	今回	3	3	1	1	2	10
	前回	0	4	3	2	2	11
地域住民の意識啓発	今回	4	1	5	3	1	14
	前回	2	3	1	2	4	10
福祉活動に関する情報収集・発信	今回	2	2	0	1	1	6
	前回	0	0	3	1	2	6
福祉活動の人材確保・育成	今回	7	7	3	4	0	21
	前回	6	4	4	0	4	18

相談ができる窓口の設置	今回	0	0	0	0	1	1
	前回	0	1	1	0	2	4
個人のちょっとした 困りごとへの支援	今回	2	1	0	3	3	9
	前回	0	2	1	3	1	7
ボランティアの需給調整の 仕組みづくり	今回	0	1	0	2	2	5
	前回	1	0	1	3	0	5
関係団体等との連携・ ネットワークづくり	今回	0	1	3	2	4	10
	前回	2	1	1	1	2	7
その他（ ）	今回	0	0	0	0	0	0
	前回	0	0	1	0	0	1

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

### (3) 民生委員・児童委員へのアンケート

#### ○目的

第4期相模原市地域福祉計画及び第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため。

#### ○対象

本市民生委員・児童委員 910人

#### ○調査期間

平成31年1月から平成31年2月まで

#### ○回答率

85.5% (778人回答)

### 民生委員・児童委員へのアンケートの結果

民生委員・児童委員が活動で困っていることについて

民生委員・児童委員が活動で困っていることで、最も多い回答は「マンションなどの集合住宅で訪問や住民情報の収集が難しい。」で、次いで回答が多かったのは、「自治会など地域で活動している機関・団体等とのつながりが少ないため、地域の住民情報の収集(様々な困難を抱えている方で、現在どこにもつながってない方等の発見)が難しい。」となっています。

また、「支援をしようとしても相手が受け入れたがらない。(訪問拒否等)」が3番目に多い回答となっており、活動に当たって、支援を必要とする人の発見や情報収集を課題と捉えている民生委員・児童委員が多いことが分かります。

質問（活動で困っていること）

活動を行うにあたって、困っていることについて3つまで を付けてください。

回答	回答率		
	今回	前回	前々回
1 市や市社協等からの支援に関する情報提供が不足している。	10.5%	18.7%	14.8%
2 実際に相談・支援を行う場合、どこへつなげれば良いか分からないことがある。	9.4%	11.3%	22.5%
3 制度で定められた福祉サービスだけでは解決できないケースがある。	12.3%	21.4%	23.9%
4 自治会など地域で活動している機関・団体等とのつながりが少ないため、地域の住民情報の収集（様々な困難を抱えている方で、現在どこにもつながっていない方等の発見）が難しい。	25.4%	35.6%	33.8%
5 マンションなどの集合住宅で訪問や住民情報の収集が難しい。	29.7%	35.4%	38.7%
6 関係機関・団体への協力活動（行事等への参加や募金活動等）が多く、相談・支援活動を行うために十分な時間がとれない。	9.0%	11.9%	9.9%
7 プライバシーの問題にぶつかり、相談・支援活動が十分にできない。	15.8%	19.1%	35.2%
8 支援をしようとしても相手が受け入れたがらない。（訪問拒否等）	21.0%	21.4%	19.7%
9 民生委員・児童委員の個人の活動では解決できないような複雑で難しいケースがある。	11.4%	18.3%	19.0%
10 民生委員・児童委員の活動が知られていない。周囲の理解が不足している。	17.0%	23.5%	31.0%
11 相談援助を行うための研修や学習機会が不足している。	5.9%	2.1%	5.6%
12 その他（ ）	6.3%	6.8%	4.9%

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書

### 制度の狭間にいる人への支援について

日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いかの問いの回答では、「高齢者の在宅福祉サービス・介護等に関するもの」が最も多く62.5%となっています。次いで「心の不安に関するもの」、「生活困窮・生活困難に関するもの（生活保護、借金、事故、病気など）」、「近隣関係・近所づきあいに関するもの」と続いており、相談内容が多岐に渡り、かつ、福祉サービスだけでは解決が難しいケースを抱えていることがわかります。

#### 質問（相談・支援の状況）

みなさんが日常的に活動を行う上で、どのような相談・支援が多いですか。多いものから3つまで を付けてください。

回答	回答率		
	今回	前回	前々回
1 高齢者の在宅福祉サービス・介護等に関するもの	62.5%	69.8%	59.2%
2 障害者に関するもの	8.4%	7.4%	11.2%
3 子育て中の親に関するもの	8.7%	7.4%	9.2%
4 子どもに関するもの （虐待、いじめ、非行、不登校など）	10.8%	12.3%	12.7%
5 生活困窮・生活困難に関するもの （生活保護、借金、事故、病気など）	31.9%	42.6%	31.7%
6 心の不安に関するもの	33.9%	41.2%	26.1%
7 孤立・孤独に関するもの（ひきこもり等）	23.9%	31.1%	（未実施）
8 家庭内暴力や虐待に関するもの	4.8%	3.9%	5.6%
9 近隣関係・近所づきあいに関するもの	24.9%	21.6%	19.7%
10 ホームレスに関するもの	0.4%	0.0%	0.0%
11 外国人に関するもの	1.8%	0.4%	1.4%
12 その他（ ）	3.0%	3.3%	4.2%

資料：地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果報告書



### 3 地域における活動・取組

本市は、平成22年4月に指定都市に移行し、区制を生かした市民協働の新しいまちづくりの指針として、各区において「区ビジョン」を策定し、地域の特性に応じた施策の推進を図っています。

また、小圏域である22地区においては、地域住民がまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に協働して取り組むため、「まちづくり会議」が開催されています。

まちづくり会議は、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地区で活動している人を中心に構成されており、地域情報や地域課題を共有するとともに、地域の実情に応じた個性豊かなコミュニティづくりが進められています。

このほかにも、幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、地域の皆様が自主的な課題解決に取り組む事業に対して「地域活性化事業交付金」を交付しています。

各地区では地域活性化事業交付金を活用し、様々な主体が中心となり、高齢者の居場所づくりや緊急連絡先・持病等の情報を記入するグッズの配付、子育てマップの作成など、様々な取組が行われています。

さらに、各地区では、地域の皆さんの力で、地域課題の解決を目指す取組として「福祉コミュニティ形成事業」を実施しています。

「福祉コミュニティ形成事業」は、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会が中心となり、地域で活動している地域団体などの幅広い参加の下、地域の困りごとを発見・共有し、解決に向けた仕組みづくりを検討し、それを実践する事業です。

さらに、日常生活圏域では、高齢者の地域生活支援のために、圏域ごとに「地域ケア会議」を開催して、圏域で発生した課題の解決に向けた検討や地域で課題を解決するための仕組みの検討が進められています。

また、近年は、身近な地域における、子どもの居場所づくりとして、子どもやその家族が無料又は低廉な料金で食事の提供を受けられる「子ども食堂」や無料で学習できる環境を提供する「無料学習支援」が行われています。本市は、「子どもの居場所総合相談窓口」を設け、地域の方が運営する子どもたちの居場所の開設や運営を支援しています。



## 第3章

### 計画の基本的な考え方





## 1 基本理念

**「みんなで支えあい  
地域の力が育む 人にやさしいまち  
さがみはら」**

地域福祉を進めるためには、地域で暮らす住民が「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、地域づくりに主体的に参加し、「地域の力」を高めることが必要です。

地域福祉の担い手は住民自身ですが、住民は地域福祉の受け手でもあります。地域福祉の中心は「人」です。

みんなが一人のために、一人がみんなのために動き、互いに支えあうことが、「地域の力」となり、わたしたちが暮らす「人にやさしいまち さがみはら」を育みます。

福祉は、特別なものではなく、みんなのしあわせのためにあるものです。わたしたちは、自ら進んで参加・連携し、自分が、そしてみんながしあわせに暮らすまち「さがみはら」を支えます。

- この基本理念は、第3期相模原市地域福祉計画で掲げた基本理念と同一です。地域に暮らす住民全てが参加して、地域の力を育むことは、第3期相模原市地域福祉計画後に国が示した、「地域共生社会の実現」の方向性とも合致するものであることから、本市の地域福祉を進める方向性としてこの理念を継承するものです。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの項目を基本目標として掲げ、本計画の推進を図っていきます。

### 基本目標 1

#### <体制づくり>

誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。

### 基本目標 2

#### <人材づくり>

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。

### 基本目標 3

#### <関係づくり>

住民同士の支えあい関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

コラム SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）  
 持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴール

\*1 社会的に弱い立場にある人々も含めて、一人ひとりを排除や孤立から守り、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方

< 特に関連の深いゴール >

本計画の推進に当たっては、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向け、諸施策に取り組みます。



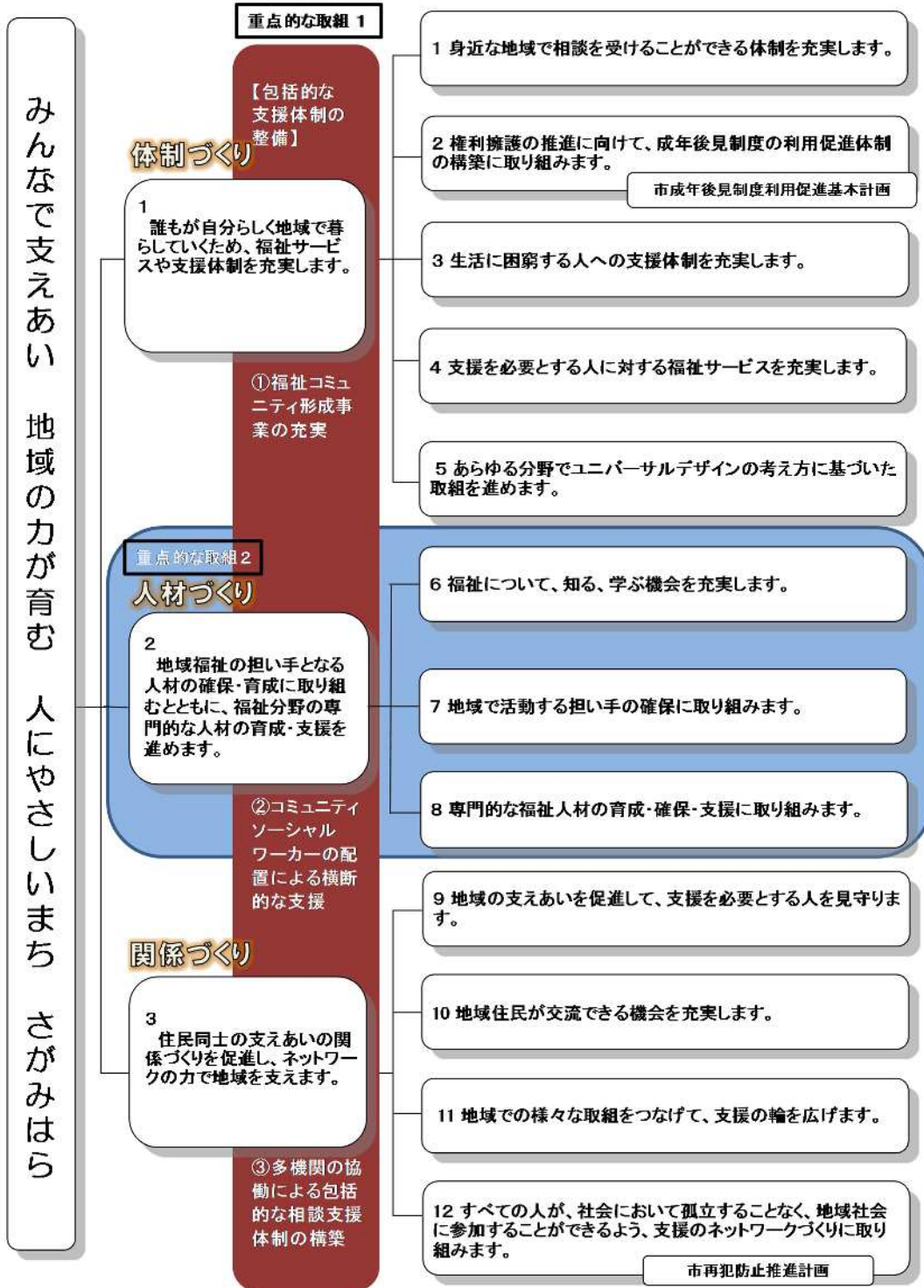


### 3 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策の方向性>

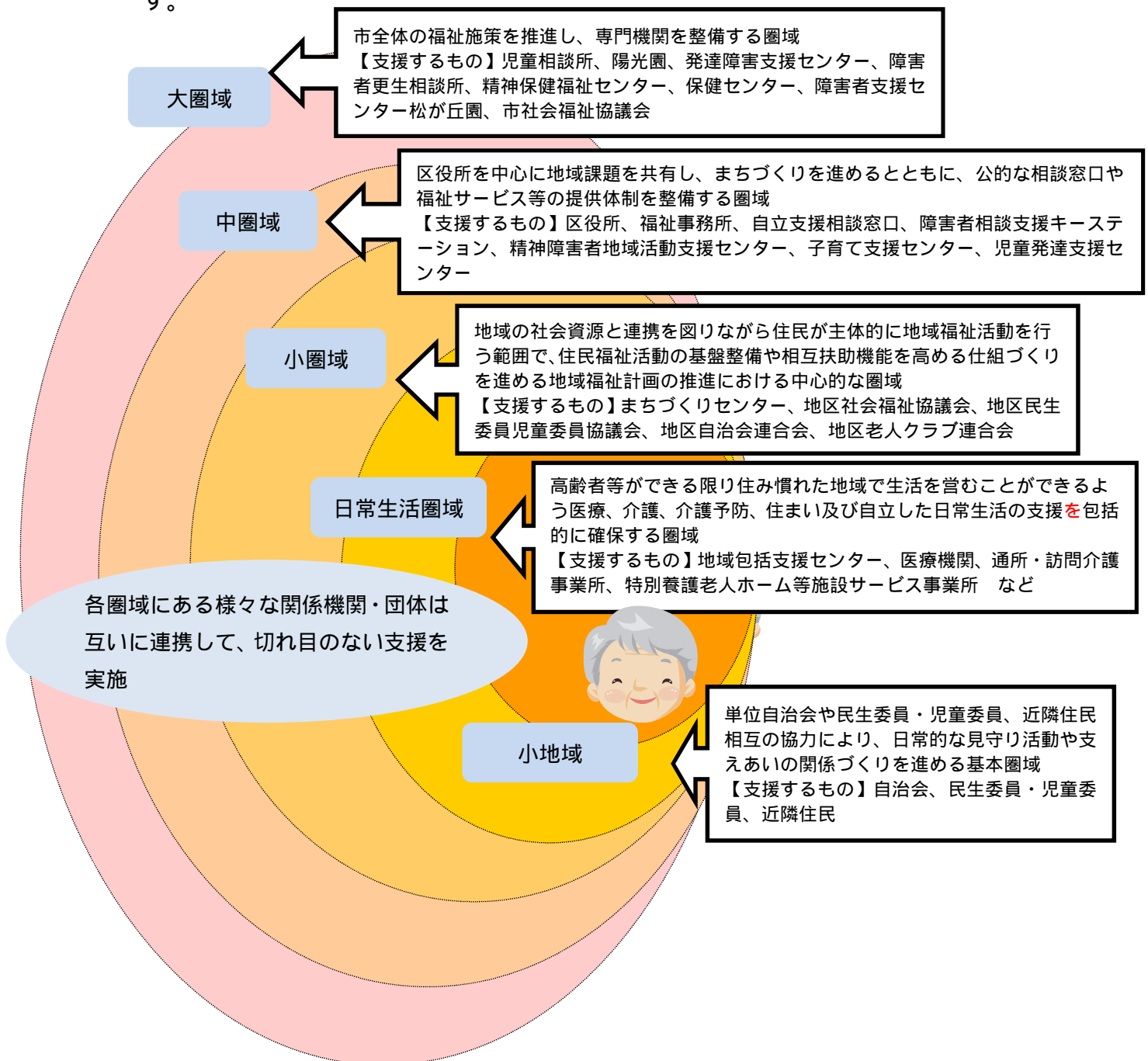


## 4 本計画の目指す姿

本計画では、本市が、誰もが周囲との「つながり」を持ち、相互に「かわり」あって暮らすことができるまちとなることを目指します。

そのためには、地域住民が抱える悩みや課題について、その内容に応じて、圏域ごとに特徴・長所をいかした支援に取り組む必要があります。

また、その圏域にある様々な関係機関・団体は、地域福祉の目指す姿を理解し、互いに連携を図ることで、切れ目のない支援を実現していく必要があります。



## 5 重点的な取組

本計画では、「包括的な支援体制の整備」と「人材づくり」を重点的な取組として位置付けます。

### (1) 包括的な支援体制の整備

「包括的な支援体制の整備」は、社会福祉法第106条の3第1項において位置付けられているもので、市町村はこれに取り組むよう努める必要があります。

本市における「包括的な支援体制の整備」は、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に向けて取組を進める「福祉コミュニティ形成事業の充実」、地域で把握した地域生活課題について包括的に受け止め、適切な支援に結びつけるとともに、地域の力を活用した解決に取り組む「コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援」、住民に身近な地域において対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を多機関が協働して包括的に受け止める「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」の3つの取組で構成します。

この3つの取組を組み合わせることで、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを進めていきます。

### (2) 人材づくり

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。

身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることができる機会や場を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、わたしたちの暮らす環境は日々変化し、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。わたしたちは、複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。

\* 「人材づくり」の具体的な施策は、「基本目標2 地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。」に掲載しています。

## 包括的な支援体制の整備の3つの取組

### 福祉コミュニティ形成事業の充実

小圏域である22地区において、地区社会福祉協議会を中心に、地域住民が自ら地域の課題を把握して、課題の解決に向けた取組を検討、実践しているのが「福祉コミュニティ形成事業」です。

福祉コミュニティ形成事業の充実により、地域での課題解決力の更なる向上を目指します。

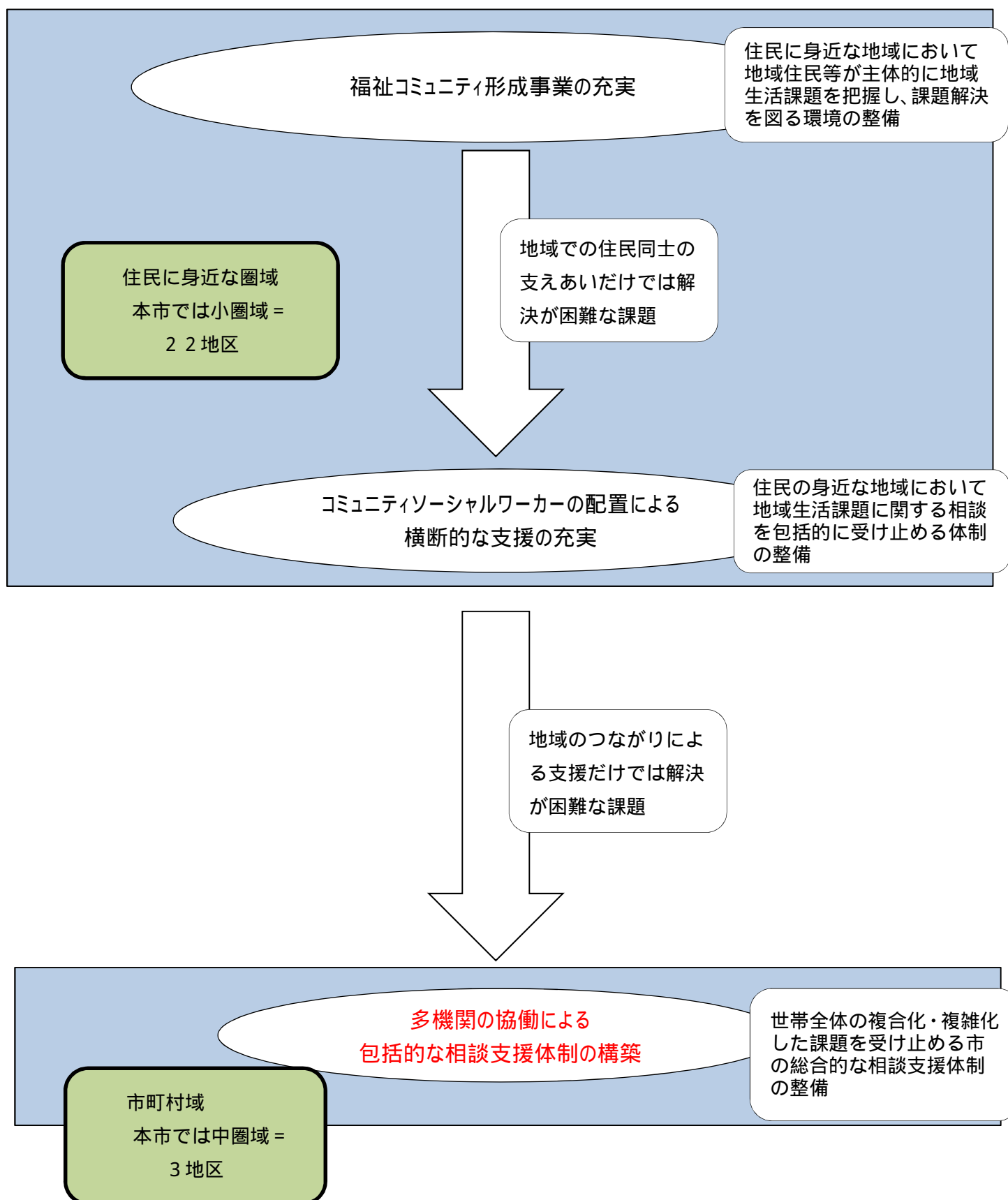
### コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援の充実

小圏域である22地区に、個別支援、地域支援、仕組みづくりに取り組む専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域の力だけでは解決が困難な課題について、包括的に受け止めるとともに、適切な支援機関へのつなぎや地域で解決できるよう支援を行います。

### 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

複合化・複雑化した課題の解決に向けて、各福祉相談窓口等が参加して検討や意見交換を行うため設置した「地域福祉ネットワーク会議」の充実を図るなど、福祉の分野を超えた多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を目指します。

【包括的な支援体制の整備のイメージ】



## 福祉コミュニティ形成事業の充実

### 【事業の概要】

地域において、福祉課題（困りごと）の発見・共有・解決に向けた仕組みづくりを検討し実践する事業です。地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会を中心に地区自治会連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会、体育指導委員、ボランティアグループ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、一般公募、NPO、商店会等が参加して実施しています。

参加者は地域の実情によって様々で、各地区で活動している団体や事業者、施設関係者が参加しています。

### 【主な取組】

#### 1 交流・仲間づくりの場の充実

地域の中にある民間施設の借用などにより拠点を確保して、イベント等を定期的で開催することで、地域の方の交流の場づくりに取り組むものです。

また、公民館や自治会館等の既存の施設を借用して、交流の場づくりに取り組んでいる地区もあります。

#### 2 困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

地域の中で支援を必要とする方を把握するために、防災グッズや子ども向けのおもちゃなど、支援を必要とする方のニーズに合った物の配布をきっかけに顔の見える関係を作り、支援を必要とする方の悩みや課題などの把握に努める取組です。

#### 3 福祉活動の担い手づくり

地域におけるボランティア活動の担い手づくりのために、初めて地域での活動を行う方向けの講座等を開催する取組です。

#### 4 住民による「相談窓口」の開設

困りごとを抱えている方の相談を地域住民自らが受け止めて、解決に向けた調整も、地域住民の方が中心となって行う取組です。

### 【事業の効果・特徴】

- 1 画一的な取組ではなく、地域の実情に応じた活動が実施できている。
- 2 地域住民自ら参加して、課題解決に向けて取組を進めるため、地域の課題解決力の向上につながる。
- 3 本事業を実施する圏域とコミュニティソーシャルワーカーを配置している圏域が同一であるため、本事業の実施により把握した課題について相談しやすい環境となっている。

### 【課題】

地区社会福祉協議会へのアンケートで、福祉コミュニティ形成事業の実施における課題をお聞きしたところ、多かった回答は以下のとおりです。

- 1 新たな担い手の確保・育成
- 2 参加者（対象者）の固定化・減少
- 3 活動拠点の確保

### 【市及び市社会福祉協議会に期待されていること】

地区社会福祉協議会へのアンケートで、福祉コミュニティ形成事業の実施において、市及び市社会福祉協議会に期待することをお聞きしたところ、多かった回答は以下のとおりです。

- 1 担い手の発掘や育成に関する支援
- 2 財政的な支援
- 3 他の優良事例や制度についての情報提供

### 【今後の方向性】

課題や市に期待されていることを踏まえ、今後の取組の方向性を以下のとおりとします。

- 1 新たな担い手の確保に向けて、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会及び市が連携して、新しい周知手法について検討する。
- 2 第4期相模原市地域福祉計画の終期には、22地区で事業を開始してから10年が経過することから、今後の事業実施について、計画期間中に、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会及び市で検討する。

【各地区の取組】

～楽しく「ふくし」でまちづくり～



(1) 緑区

橋本地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

今までも、これからも「ぬくもりを大切に」

新たな住民同士の関係づくりを目指し、元橋本町にある一軒家をお借りして、橋本地区社協の活動拠点「ふれあいの家“ぬくもり”」の運営を行っています。

「ふれあいの家“ぬくもり”」では、男性ボランティアを中心に地域のボランティアにより、火曜日の百歳体操、木曜日のぬくもりよろず相談をはじめ、麻雀、将棋、喫茶、子育てサロン、手芸、映画など趣向を凝らした催しを定期的開催しており、誰でも参加できる憩いの場として賑わっています。



大沢地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

誰もが参加できる交流の場づくり

大沢地区では地域の皆さんが身近な場所で交流できることを目的に「こむこむ茶屋」の開催を継続して推進しています。

水曜日の午後1時から開催している上大島自治会では、主に小学生が、多数参加を占めています。

今後は幅広い年齢層を対象とした「健康マージャン」の実施を古清水自治会との2ヶ所で予定しています。

それに向けて、昨年度オリジナルマージャン台を4台作成しました。

皆さんの交流の場として、気軽におしゃべりやお茶を飲みながら、また、健康マージャンで楽しいひと時を過ごしていただける、この様な活動が地域で益々広がるよう、取り組んでいきます。





## 城山地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実

#### だれでも参加できる居場所づくり

城山地区で里山づくりなどの地域活動を行なう『「小松・城北」里山をまもる会』の協力を得て、農作物の栽培や収穫など、農業を通じた、地域住民の交流の場づくりを目的とした、「しろやまふれあい農園」の活動に取り組んでいます。同農園で収穫した食材等を使用して、「食」を介した居場所づくりの取組みとして、ボランティアの活動の場、また、地域住民の交流の場として、地域食堂「愛(あい)・城(じょう)ものがたり」を定期的に開催しています。



また、「近所付き合いがあまりない」、「赤ちゃんから高齢者まで気軽に集える憩いの場がほしい」という声から、ふれあいのつどい「原宿なごまーる」や交流の場「若葉ほっこりーな」、「ふれあいカフェ」(久保沢地区)を開催しています。「若葉ほっこりーな」では、買い物に不便をしている高齢者も多く、ボランティアとして、“お助け隊”が自宅前から車で買い物の送迎なども行っています。

## 津久井地区社会福祉協議会

### 困り事を発見・把握する仕組みづくり(見守り活動)

#### 「ふれあいネットワーク」の取組

地区内9つある支部社協の中で、小網支部をモデルにスタートした安心して住み続けられる福祉のまちづくりを目指した「ふれあいネットワーク」は、民生委員・児童委員、地域住民の協力による戸別訪問活動です。現在は中央支部・青根支部へと活動が広がっています。対象者は原則75歳以上の方で、ネットワークのメンバーが懐中電灯・水・ビスケット・個人状況票が入る「安心袋」を配布。袋の中の賞味期限のある物を半年ごとに交換するために訪問し、併せて「見守り」を行っています。

また、サロンの立ち上げと運営を支援し、現在のサロン数は25となっています。「ふれあいネットワーク」と「ふれあい・いきいきサロン」双方がお互いにつながっていくよう取り組んでいます。



## 相模湖地区社会福祉協議会

### 困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

#### 向こう三軒両隣り！ 顔見知りから見守り活動

「みまもりネットさがみこ」の実施

地区内の商店は普段のお付き合いの中で、お客さんがどこの誰であるかをよくご存じです。そこで、ご商売の時に、「支払いの時に計算に困っている様子を感じた」など、いつもと違う様子など心配に感じたことを地域包括支援センターや民生委員・児童委員等につないでいます。登録店は現在32店になりました。



「こんにちは赤ちゃん！さがみこ“ぬくもり”支援事業」の実施



生まれてきた赤ちゃんを地域みんなで祝福し、訪問をきっかけに顔見知りになることで、困った時に民生委員・児童委員や主任児童委員に気軽に相談できる関係づくりを目指しています。赤ちゃんの生まれたご家庭に、民生委員さんらが訪問し、ボランティア手づくりの赤ちゃん用品やおもちゃ等のプレゼントをお渡ししながら顔見知りの関係を育てています。

## 藤野地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実、福祉活動の担い手づくり

#### おたがいさまのまちを目指した助けあい活動！

少子高齢化・中山間部という環境の中、身近な地域の中でいざという時に助け合える関係づくりを目指し「世代を越えて誰もが気軽に集まれる場を地域にたくさんつくろう！」と、孤立をさせない活動「たまり場」づくりを平成23年から進め、現在では7か所で開催されています。世代間の交流が進むようにそれぞれの地区で工夫をしながら取り組んでいます。また、障害者と地域との交流を目的とした「たまり場アップル」も開催されており、地域の中で様々な形で活動が広がっています。



住民の助け合い活動では、「ゴミ出しが大変」「電球交換ができない」「草取り、枝切りができない」などのちょっとした困りごとを応援する『おたがいさまネットふじの』が平成31年3月に立ち上がりました。毎週火曜日に住民のコーディネーターが集まり相談や住民サポーターの調整などを行っています。高齢になっても安心して暮らしていけるおたがいさまのまちづくりを目指しています。





## ( 2 ) 中央区

### 小山地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実、福祉活動の担い手作り

#### 「ほっとほっとカフェ」の開催、「おやま生活サポートセンター」の運営

地域の困りごとをみんなで考え、解決する仕組みをつくろうと、地域で活動している方や団体から課題を聞き取り、取組みを検討したところ、「みんなが集まれる場所」「困りごとを相談できる場所」が必要とのことでまとめ、現在活動しております。

その活動の1つとして、公民館を拠点に“憩いの場”『ほっとほっとカフェ』を月1回開催し、毎回40名ほどの方々が気軽に集い、美味しいコーヒーと会話を楽しんでいます。また、もう1つの活動「困りごと相談」は活動の見直しを図り、新たに『おやま生活サポートセンター』として再スタートし、窓口と専用の電話で日常生活での困り事の相談を受け、スタッフがボランティアの紹介や、必要な情報を提供するなどの活動に取り組んでおります。



### 清新地区社会福祉協議会

福祉活動の担い手づくり

#### 「ちょこっとボランティアくらぶ」の実施

「電球を替えてほしい」、「新聞や雑誌を束ねることができなくなった」、「庭の草が伸びてきて気になる」など日常生活のちょっとした困りごと。この困り事を助け合って解決できたらもっと住みよい地区になるだろう・・・という願いから、平成24年9月から地域のボランティアの仕組み「ちょこっとボランティアくらぶ」を実施しています。

登録ボランティアは33人。活動も延べ296件(令和元年7月末現在)になり、高齢者や障がいのある方のさまざまな困りごとのお手伝いをしています。くらぶのメンバーが専用電話で相談を受付。毎週水曜日9時半に、核となるメンバーが集まり、依頼についてのコーディネートをしています。平成3年4月からは、市のシニアサポート活動(訪問型)にも登録したことから、要支援の方などへの継続的なゴミ出し等の活動も実施しています。



### 横山地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

#### 横山地区の交流と活動の拠点 コミュニティよこやま

##### 「憩(いこい)」

“住民同士の交流と活動の拠点”コミュニティよこやま「憩」は、毎週月曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで開所しています。

地域のボランティアグループの協力の下、開所時には窓口ボランティアが常駐しています。お茶をのみながらおしゃべりをしたり、散歩の途中や買い物ついでに気軽に立ち寄れる横山地区の住民のための立ち寄り処です。ボランティアによるストレッチ体操、手芸、わなげ、地域包括支援センター協力の“よこやま体操”など様々な企画を行っています。

これからも「憩」を訪れた方々と普段からあいさつや声掛けが広がるような地域の絆づくりの拠点を目指しています。



### 中央地区社会福祉協議会

交流・仲間づくりの場の充実

#### 三世代 心でつながる街 中央地区

三世代交流をキーワードに地域の人との出会いの場をたくさん作り、隣近所の「つながり」を強めようと、趣向を凝らした活動を5か所で開催しています。毎月開催している「ふれあいふじみ」「ふれあいむらとみ」「ふれあい相生」。年数回開催している「ふれあい相模原中央」「ふれあいMYT(マイト:松が丘・弥栄・高根)」。それぞれ活発です。

さらに平成29年度からは「ふれあいむらとみ」の午前の部を「子サロの時間」として、乳幼児連れの親子を中心に、三世代で楽しめる活動を始めました。あいさつ程度のご近所さんが仲良くなったりと、みんなが笑顔になれるつながりが育まれています。

今後も「三世代 心でつながる街 中央地区」をテーマに、まちづくりを進めていきます。



## 星が丘地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実

#### お互いさまの気持ちが育む「やさしさいっぱい星が丘」

##### いこいの広場の開催

「身近な場所であらゆる世代の方が集える交流の場が欲しい」という声から、星が丘地区の3つの会場で「いこいの広場」を開催しています。各会場は地域の担い手の創意工夫により運営されています。参加者はバンドエクササイズ、グラウンドゴルフ、折り紙やゲーム等で頭・手先・全身を動かしたり、軽食やお茶と一緒に会話を楽しんでいます。会話の中で参加者以外の方が話題に上り、声掛けにつながることもあります。こうした地域活動・地域交流は、自然と「お互いさま」というやさしい気持ちを育む一助となっています。



##### ちょっと手伝い隊活動中

高齢者世帯等のちょっとした困りごとを住民同士が互いに助け合う「ちょっと手伝い隊」が平成30年から活躍しています。活動内容は家具の転倒防止用具の設置や草取り、ビンのふた開け等、隊員ができること。これらの活動は、隊員のやりがいと仲間づくり、依頼者の日々の安心感につながっています。



##### はやぶさ学習塾の開催

子ども達が安心して暮らすためには地域で育てる場が必要だと考え、教員OBや子ども会等と連携して、宿題対策を中心とした「はやぶさ学習塾」を開催しています。特にアメリカ人の中学校教員による英語指導は、子ども達の英語力アップだけでなく国際感覚を身に着ける良い機会となっています。



## 大野北地区社会福祉協議会

### 住民による「相談窓口」の開設

#### はやぶさカフェ大野北 ～みんなの相談室～

福祉コミュニティ部会で地域の課題や取組について検討を重ね、「誰もがいきいきと暮らすことができるまち」づくりに向けて「気軽に相談できる拠点づくり」を目指しています。

平成28年6月から淵野辺駅北口にあるスペースカフェ銀河で、平成29年9月から淵野辺駅南口にある、かぬまだいけやきクリニック大会議室で『はやぶさカフェ大野北～みんなの相談室～』をスタートしました。

子育て中の親子、こどもからお年寄まで気軽に参加でき、手芸や歌を通じて和気あいあいと楽しんでいます。そして、身近な場所で困りごとの相談ができ大変喜ばれています。



## 光が丘地区社会福祉協議会

わたしたち”で支えあう福祉のまちづくりをめざして！

住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

### 広がる「光が丘サポート隊」の役割

ちょっとした“困りごと”を近隣同士で助け合える地域をつくりたい！そんな想いからスタートした「光が丘サポート隊」。サポート隊員が交代で“困りごと”の相談を受け、活動可能な隊員に依頼しお手伝いをしています。

2019年4月より本格運行が開始された、高齢者の移動支援団体“光が丘買い物お助け隊”による「お太助カー運行事業」の電話受付も担い、その役割は広がりを見せています。



交流・仲間づくりの場の充実

### 他団体ともコラボ！「にぎわい処」

さまざまな世代の人たちが気軽に立ち寄り、お茶や昼食を楽しみながら交流する場「にぎわい処」を火、木曜日にオープン。季節に合った健康的なメニューが大変好評です。光が丘ふれあいセンター主催の「元気に歌いませんか？」等のイベントとコラボレーションし、交流の輪が広がっています。



## 田名地区社会福祉協議会

住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

### 「田名ボランティアセンター」の設置運営

ちょっとした「困りごと」は住民同士の支え合いで解決したい。ボランティア活動に関心のある方が活動できる仕組みができれば……。平成22年6月に田名ボランティアセンターを開設しました。ボランティアの依頼や相談を受ける「コーディネーター」を配置し、活動の依頼を受けると登録ボランティアの「サポーター」に連絡し活動を依頼します。

センターの開所日は火曜日と土曜日(午前10時～午後3時)で、11名の運営委員と80名(令和元年8月現在)のサポーターの皆さんが活動しています。

「支えあい・助けあい」の気持ちが区内に根づいていくことを目指して、ボランティア入門講座の開催や、中学生のボランティア体験の機会を作るなど、ボランティア活動への啓発も行っています。



## 上溝地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実

**交流の家「ぶらっと上溝」にぶらっとお立ち寄りください！**

平成28年5月に開所した「ぶらっと上溝」では、地域の皆様方がぶらっと立ち寄って交流できる場所として様々な事業を行っています。

折り紙教室や骨盤体操、健康マージャン、ボランティアが淹れたコーヒーを楽しむ「かふえみぞ」など、ボランティアによるプログラムを実施し、地域の皆様が知り合い、楽しんで仲間づくりをする場となっています。また、おやこサロン、弁護士無料相談、地域包括支援センター相談など地域の専門職と協力した企画もあります。

「こどもクッキング」や「みんなの食堂」では、おいしい食事をしながら様々な世代との交流の場を毎月提供しています。

「ぶらっと上溝」は、火曜日・土曜日午前9時30分～午後4時までの開所日を含め、現在週5日ご利用いただいています。是非お気軽にお立ち寄りください。



## 3) 南区

## 大野中地区社会福祉協議会

### 福祉活動の担い手づくり

**ちょっとした困りごと”ありませんか？ サポーターがお手伝いします！**

「暮らしの中のちょっとした困りごと」を身近な住民同士で解決することを目的として、平成28年4月に「おおのなかボランティアセンター」がオープンしました。

現在は大野中地区在住の高齢者で介護保険や福祉サービスでは対応が難しい方を対象とし、サポーターとして登録している35名が、日々の依頼に対応しています。

依頼内容は「病院の付き添いをしてほしい」、「草むしりをお願いしたい」など様々です。

また、ボランティアセンターでは一緒に活動してくれる仲間(サポーター)を募集中。依頼された方の喜びの笑顔と「ありがとう」の言葉がスタッフの活動の糧となっています。



## 大野南地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実

#### まさに「福祉の小舟」を... サロン活動の充実

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」をきっかけに、参加者の仲間づくりや情報交換を通じて地域の輪を広げていこうとサロン活動の充実に取り組んでいます。

生活の身近に集える場所「福祉の小舟」が増えることを目指して、現在、地区内に20のふれあいいきいきサロンが開催されています。地区社協では今後一層の支援に力を注ぐために「高齢者サロン推進委員会」において、地区内のサロン間のネットワークづくりやサロンの機能について検討し困りごと相談のしくみづくりを行なうなどサロン活動の後押しをしています。

これらのサロンが住民福祉活動の拠点としても活発に機能していくよう、さらに多くの住民の方々に参加していただきたいと思います。



## 麻溝地区社会福祉協議会

### 住民による「相談窓口」の開設・福祉活動の担い手づくり

#### 「ボランティアセンターあさみぞ」の運営

地域のちょっとした困りごとを住民同士の支えあいで解決しようと、「ボランティアセンターあさみぞ」を麻溝地区社協地域活動拠点「麻溝ふれあいの家」内「南区当麻1347（ファミリーマート相模原麻溝小前店向い）」に開設しています。

高齢者の話し相手や庭の草取り、地域にある福祉施設での将棋や囲碁の相手・化粧（メイク）・イベントのお手伝い、障がい児施設の子供たちとの農作業支援、養護学校の登下校の見守りなど、活動の場を個人支援や施設等へと広がっています。

ちょっとした困りごと、「自分の出来ることで何かお手伝いしてみたい」・「地域と関わりを持ちたい」等、まずはお気軽にご相談ください。





## 新磯地区社会福祉協議会

### 困り事を発見・把握する仕組みづくり（見守り活動）

#### 困りごとのお手伝い「ちょこっとサポートしたい」

さり気ない見守り「新磯見守りステーション」

「新磯見守りステーション」では、80歳以上のおひとり、またはご夫婦のみの世帯で希望する方などを対象として、さり気ない見守り活動を行っています。

地域のボランティアである見守り協力者は、ポストに郵便がたまっていないか、雨戸が閉めっぱなしになっていないかなど外からの見守りを行っています。また無償でお配りした安心カードやLEDライト、防犯ブザーの入った「安心グッズ」のメンテナンスを兼ねて、民生委員も定期的に訪問しております。



#### 「ちょこっとサポートしたい」

地域の高齢者や子育て世代の方のちょっとしたお困りごとを、すみやかに解決する取り組み「ちょこっとサポートしたい」を、令和元年10月より開始いたしました。

「ちょこっとサポートしたい」では、足腰が痛くてゴミが出せない お店が遠くてお買い物が大変 高い所の電球交換ができないなど、ちょっとしたお困りごとの相談をコーディネーターが受け、「ちょこっとサポーター」が有償でお手伝いしています。

## 相模台地区社会福祉協議会

### 交流・仲間づくりの場の充実

#### みんなの交流の場 サポートセンター楽らくの運営

地域の困りごとを地域みんなで支えあう仕組みをつくらうと、平成28年11月に活動拠点となる「サポートセンター楽らく」をオープンしました。

「楽らく」では、足腰が痛くてゴミが出せない、電球を取換えて欲しいなど、ちょっとした困りごとの相談をコーディネーターが受け、現在70名のサポーターがお手伝いしています。

また、地域の方が気軽に立ち寄れる交流の場としても大盛況です。「友達や知り合いが増え、街で声をかけてくれる人が多くなった」と喜びの声もたくさん届いています。

“地域の中で楽しく暮らせるように”と「楽らく」から地域の輪が広がっています。



## 相武台地区社会福祉協議会

### 支え合い(愛)相武台 ・ ひだまり相武台

#### 困り事を発見・把握する仕組みづくり(見守り活動)

##### 支え合い(愛)相武台 ~地区ボランティア(見守り活動員)による見守り活動~

一人暮らしの高齢者など見守りを希望する方を対象に、月1回、見守り活動員が2人1組で自宅を訪問。声かけや見守りを行い、いつもと変わった様子があると活動員から地域包括支援センターに連絡します。

#### 交流・仲間づくりの場の充実

##### 交流の場 ひだまり相武台の運営

気軽に集まり交流できるひだまりのような場所を作ろうと「ひだまり相武台」をマンションの一室に開設しました。「ひだまり相武台」では「ひだまりカフェ」(第2・4水曜日の午前10時~正午)をスタートし、のんびりくつろげるみんなの居場所として賑わっています。



## 東林地区社会福祉協議会

### 支えあい活動 ~東林いきいき塾・東林いこいの広場~

#### 福祉活動の担い手づくり

##### 「東林いきいき塾」の実施

地域活動の担い手・身近な学びの場づくりを目指す「東林いきいき塾」では、「ボランティア入門講座」をはじめ、子どもの居場所等をテーマに「福祉啓発講座」を開催。また、中学生等を対象に「ヤング防災ボランティア体験講座」を実施するなど、地域福祉活動へのきっかけづくりに取り組んでいます。



#### 交流・仲間づくりの場の充実

##### 「東林いこいの広場」の実施

食事やコーヒーを楽しみながら、気軽におしゃべりできる地域の交流の場を地区内3カ所で開催し、多い時には150人を超える来場があります。「東林いこいの広場」は、ボランティアが運営し、カレーやうどん、トーストなどの軽食とともにいただく挽きたてのコーヒーは味も香りも格別です。「友だちもできたし、スタッフのみなさんも気さく」と大盛況です。



## コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援の充実

### 【事業の概要】

複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯への支援を地域住民や関係機関と協力、連携して課題解決に取り組む専門職員の配置が必要との理由から、第3期相模原市地域福祉計画の重点的な取組の1つとして位置付け、市社会福祉協議会との連携により、実施した取組です。

平成27年度から2年間モデル事業として実施した後、平成29年度からは1地区につき1人を配置し、地域福祉活動へのきめ細やかな支援を進めています。

コミュニティソーシャルワーカーの担い手は、市社会福祉協議会の職員です。

### 【主な取組】

コミュニティソーシャルワーカーが行う取組は、以下の3つに分けることができます。

#### 1 個別支援

地域で課題を抱える人や世帯に寄り添いながら、解決に向けたアプローチを行います。

#### 2 地域支援

関係機関や地域団体のネットワーク化に取り組むとともに、個別支援で把握した地域の課題を地域で解決できる関係づくりに取り組みます。

#### 3 仕組みづくり

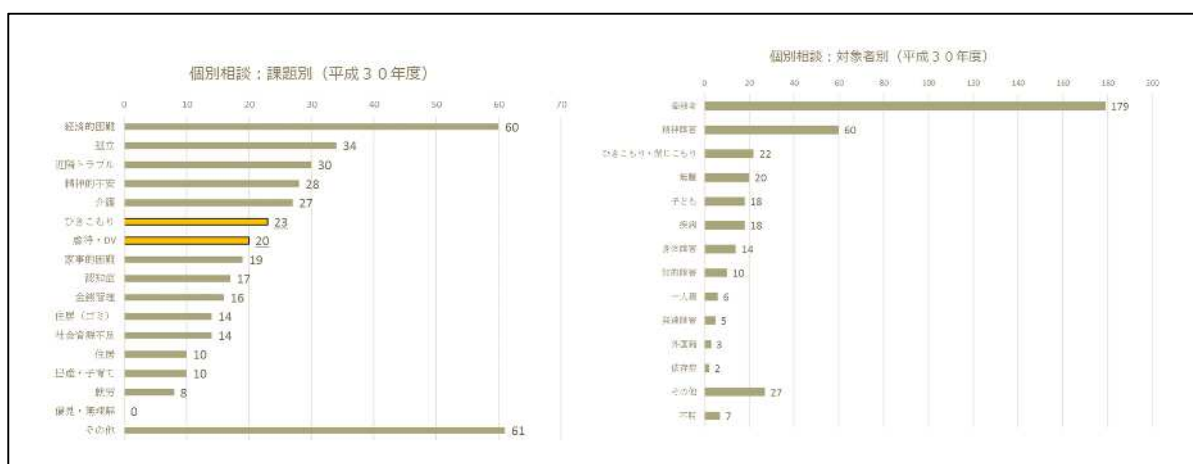
個別支援、地域支援で得た情報を踏まえて、市域全体での課題を把握し、新たなサービスの提案や仕組みづくりを行います。

## 【活動実績】

コミュニティソーシャルワーカーの平成30年度の活動実績は以下のとおりです。

課題別では、「経済的困難」、「孤立」、「ひきこもり」など、福祉サービスだけでは解決が困難な課題への支援を行っています。

対象者は、半数以上が「高齢者」となっていますが、「精神障害のある人」や「ひきこもり」の人への支援も行っています。



## 【配置した効果】

民生委員・児童委員からは、「福祉サービスや地域で行われているボランティア活動等、支援に必要な情報が入手しやすくなった。」との回答があるなど、地区担当者としての位置付けを見直し、福祉の専門職として配置したことで、抱えた課題や悩みを相談しやすい環境の整備につなげることができました。

## 【課題】

- 1 コミュニティソーシャルワーカーの役割の整理・負担の軽減
- 2 コミュニティソーシャルワーカーの認知度の向上

## 【今後の方向性】

- 1 コミュニティソーシャルワーカーが抱える課題や負担について、市社会福祉協議会と市が連携して分析を行い、必要に応じて、現在の配置状況について見直しを図る。
- 2 コミュニティソーシャルワーカーの活動が円滑になるよう、認知度の向上を図るとともに、他の相談支援機関との連携や役割分担などについて整理を行う。

## 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

### 【事業の概要】

8050問題やダブルケアなど、複合的で地域の力だけでは解決が難しい課題を抱えた複合的なニーズや世帯を構成する方のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない」「切れ目のない」相談支援体制を構築するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

### 【主な取組】

#### 1 「地域福祉ネットワーク会議」の充実

##### （概要）

平成30年に、地域だけでは解決できない、複合化・複雑化した課題を市関係機関等が受け止め、課題の解決に向けて、包括的に検討や意見交換ができる体制を目指し、「地域福祉ネットワーク会議」を設置しました。

コミュニティソーシャルワーカー等が把握した、複合化・複雑化した課題について、福祉分野の各相談窓口職員が連携して解決策の検討を行っています。



##### （課題）

「地域福祉ネットワーク会議」は福祉分野の相談窓口を中心に構成しているため、複合化・複雑化した課題で、福祉分野以外の支援が必要になるケースについては、解決に向けた検討が難しい場合があります。

(今後の取組)

○各区での地域福祉ネットワーク会議の開催

○「地域福祉ネットワーク会議」の構成員を見直し、福祉分野以外の相談窓口の参加

## 2 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備

(概要)

現在、本市では、高齢者、障害者、児童等の分野対象ごとに福祉の相談窓口を設けています。

しかし、地域の中では、複合的な課題を抱えて、適切な支援に結びつかない世帯や公的な福祉サービスだけでは解決できない課題を抱えている人が暮らしています。

今後は、分野別の相談対応ではなく、こういった人たちのニーズに応じて、抱える課題に関する相談を断らずに、丸ごと受け止める体制を整える必要があります。

(課題)

○分野ごとに相談窓口を設けているため、複数の課題を抱える方や8050問題、ダブルケアなど複合化した課題を抱える世帯は、どの相談窓口に行けば支援を受けることができるのか分かりにくい。

○相談内容によっては、継続的に関わる必要があるが、支援を行う中で課題や相談内容が変容する場合があります、課題解決に向けた継続的な支援が難しい。

(今後の取組)

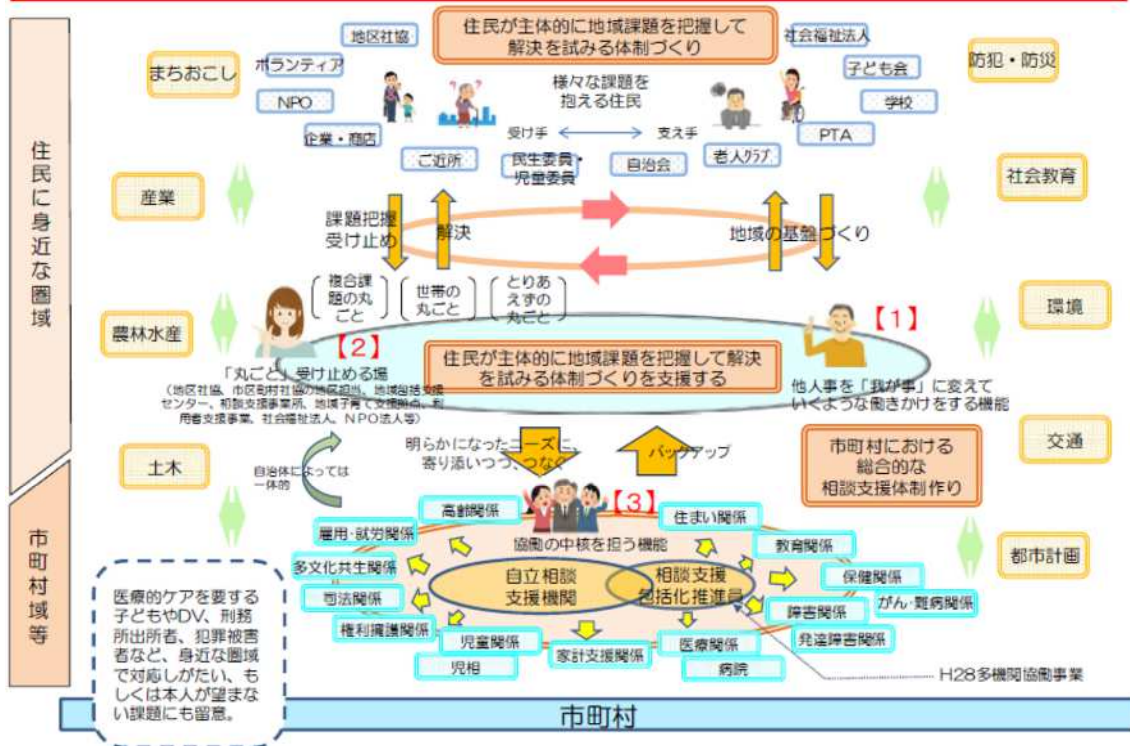
○コミュニティソーシャルワーカーとの連携の強化

○複合化・複雑化した課題について、分野横断的に検討を行うことができる人材の育成

○地域住民が実施している活動との連携による支援の充実

○地域包括支援センターの機能強化

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(厚生労働省ホームページから引用)

コラム 「8050問題」「ダブルケア」とは

**8050問題**

80代の親が50代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと。

**ダブルケア**

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面するという状態のこと。

## 第4章

### 施策の展開







基本目標 1

体制づくり

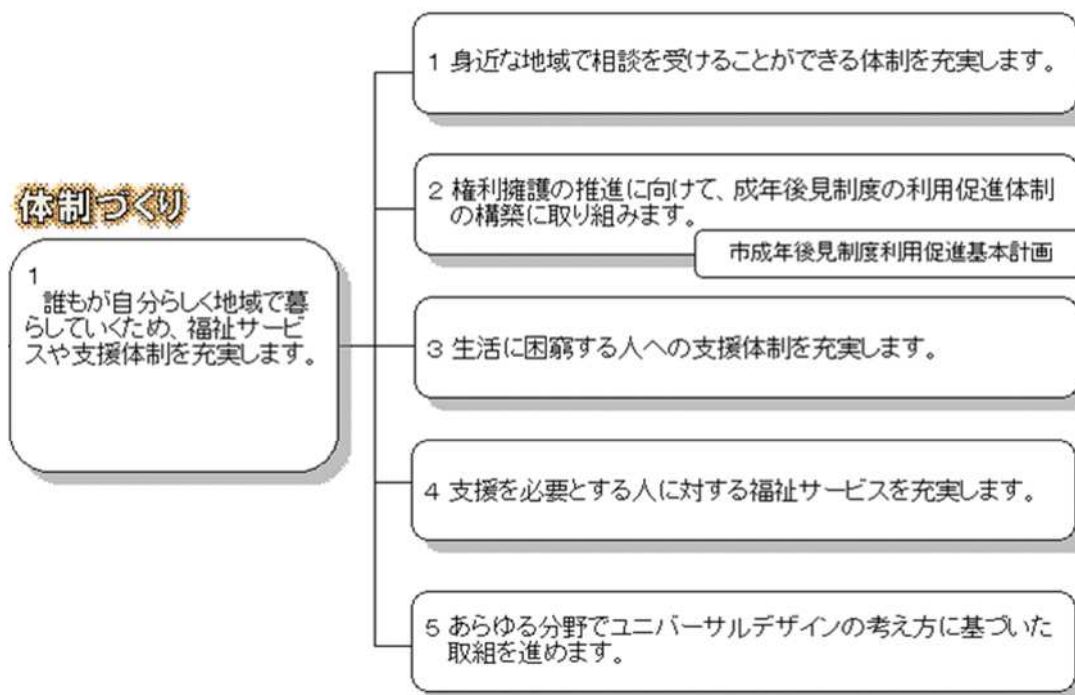
**誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、  
福祉サービスや支援体制を充実します。**

様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくために、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をにつくっていくことができるよう、福祉サービスや支援体制を充実します。

また、わたしたちは、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現のため、自分の意思や考え方が尊重され、誰もが暮らしやすい環境の整備に取り組みます。

<基本目標>

<施策の方向性>



## < 施策の方向性 >

### 1 身近な地域で相談を受けることができる体制を充実します。

#### 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、家族や公的なサービスだけでは、支えることが難しくなっています。
- 8050問題やダブルケアなど、複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 対象者別・機能別に整備された公的支援について、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことが必要とされています。
- 市内22地区の小圏域では、「福祉コミュニティ形成事業」により、地域の実情に応じた様々な支えあいの事業に取り組んでいます。
- 高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターが整備されていますが、地域包括ケアシステムの中核的な機関として機能強化が求められています。人生の最期をどのように迎えれば良いのか、不安を抱える方への支援が求められています。

#### 今後の方向性

- ちょっとした困りごとを地域で解決する取組を進めます。
- 地域で支援が必要な人を発見し、見守り、支援する地域の相談体制を充実します。
- 地域の支えあいや助けあいの活動への支援を行い、福祉コミュニティの形成に取り組みます。
- 専門機関や地域資源との連携により、相談内容を多方面につなぎます。
- 「終活」の普及啓発に取り組みます。

### 主な取組内容

- 福祉コミュニティ形成事業の推進
- 地域の相談支援機能の充実
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーションにおける相談支援の実施
- 障害福祉相談員による相談・支援
- 介護支援専門員等への支援
- 地域包括支援センターの機能強化
- ひきこもり支援ステーションの運営
- 「終活」の普及啓発の推進

## < 施策の方向性 >

### 2 権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用促進体制の構築に取り組みます。

#### 1 成年後見制度利用促進基本計画について

##### (1) 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分になった方に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理などを行い、本人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

この制度の利用促進が必要となる背景としては、少子高齢化の進行により、高齢世帯やひとり暮らし高齢者が増加している中、認知症高齢者の数も年々増加しており、判断能力が不十分な状態で、支援を要する方も増えていると推測されます。

また、知的障害者、精神障害者のご家族も、親の高齢化が進む中、親亡き後の生活について、不安を抱えている方がいるという背景もあります。

(2) 国の動向

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。同法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

(3) 本市における計画の位置付け

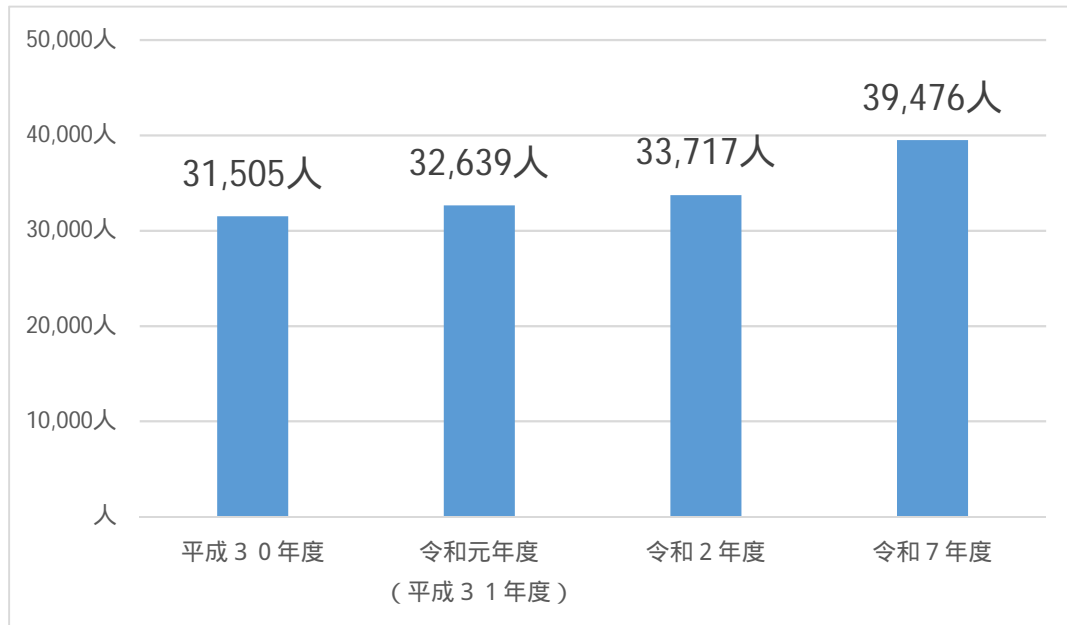
平成29年6月に改正、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法では、市町村が定める地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項として、新たに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加わりました。

成年後見制度の利用促進は、判断能力が不十分になった高齢の方や障害のある方が、地域で安心して暮らしていくために必要な取組であり、地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項に該当することから、今回策定する第4期相模原市地域福祉計画においては、権利擁護支援のためのネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人の育成や活動支援等、市成年後見制度利用促進基本計画の内容を盛り込むこととしました。

## 2 本市の現況

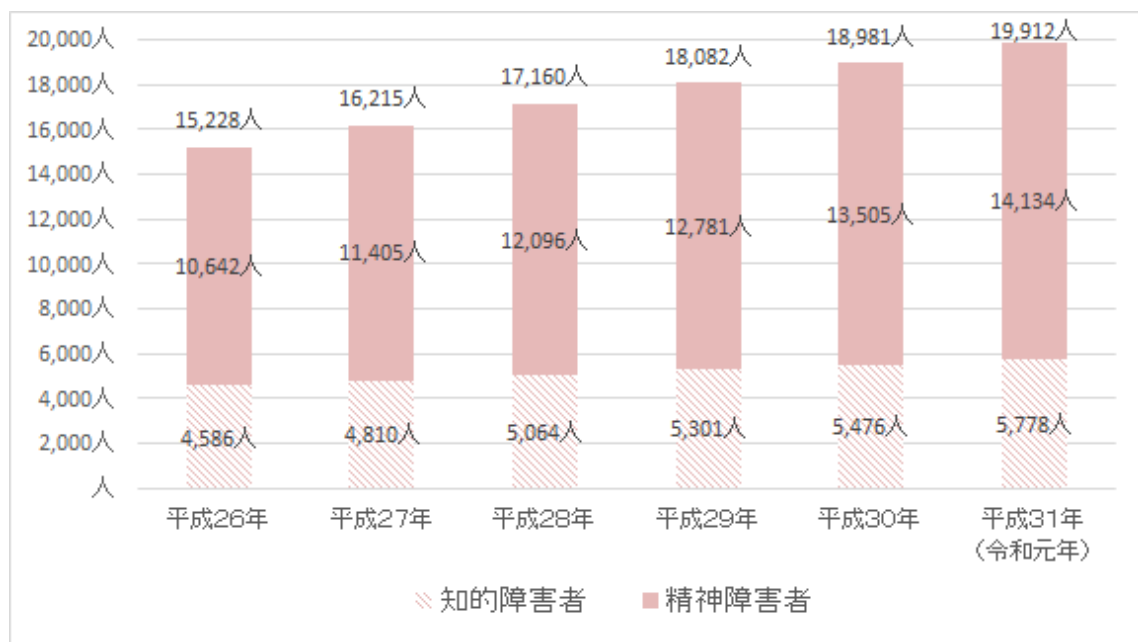
本市における、成年後見制度の利用促進に係りの現況は次のとおりです。

### ○ 認知症高齢者数の将来推計



(第7期相模原市高齢者保健福祉計画より引用)

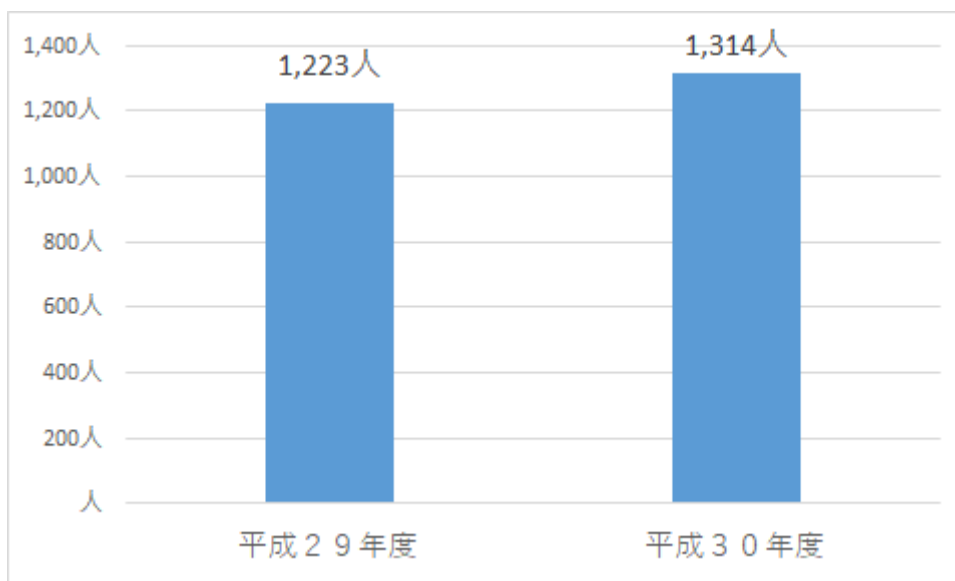
### ○ 知的障害者、精神障害者の推移



(市統計書及び市障害政策課、市精神保健福祉課資料をもとに作成)

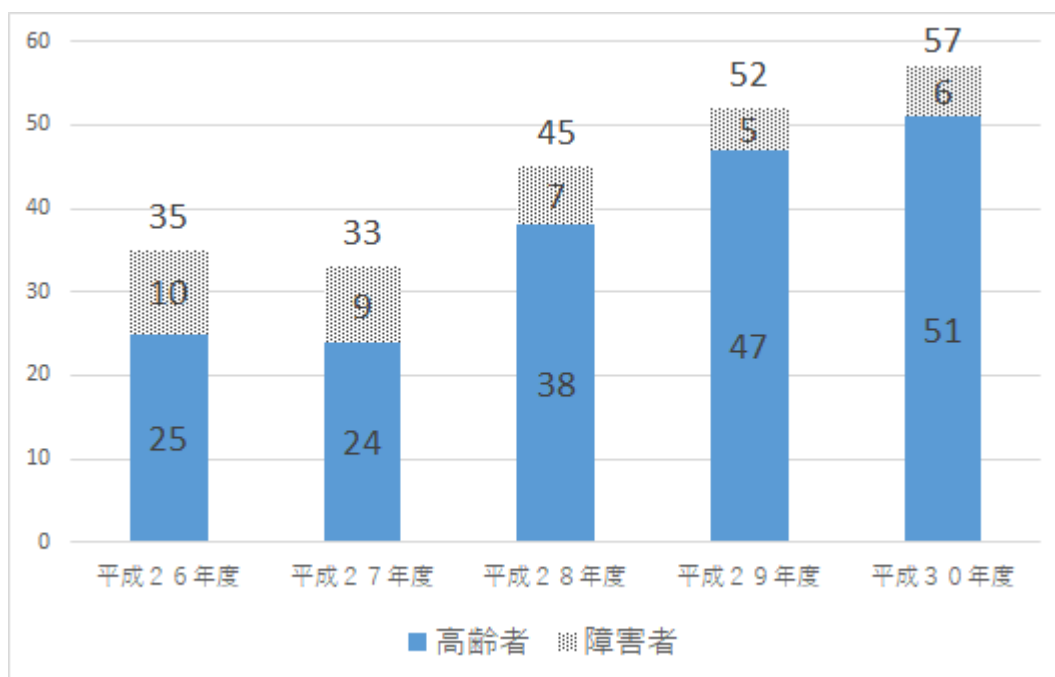


○ 成年後見制度利用者の数



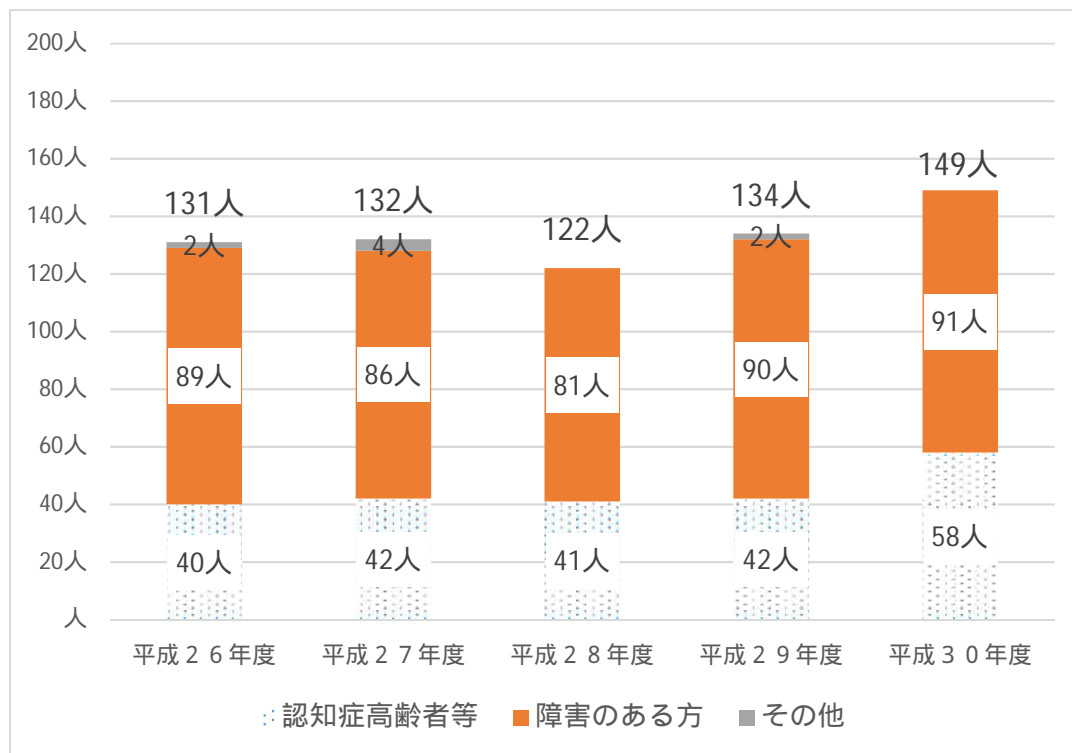
(横浜家庭裁判所提供資料)

市長申立ての件数の推移



(市健康福祉局調べ)

○ 日常生活自立支援事業の利用者数



(市社会福祉協議会実績報告書より引用)

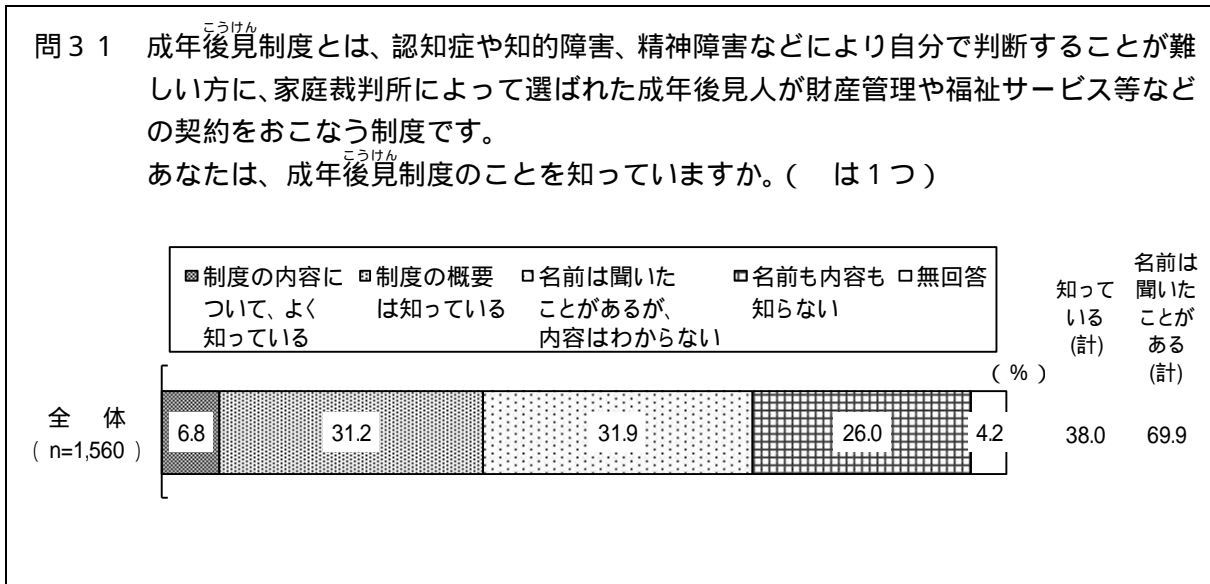
○ 市民後見人養成研修修了者の数

	研修時期	研修修了者数
第1期	平成27年度～平成28年度	16人
第2期	平成28年度～平成29年度	12人
第3期	平成29年度～平成30年度	5人
第4期	平成30年度～令和元(平成31)年度	(研修中)

(市社会福祉協議会実績報告書より引用)

○ 成年後見制度の認知度

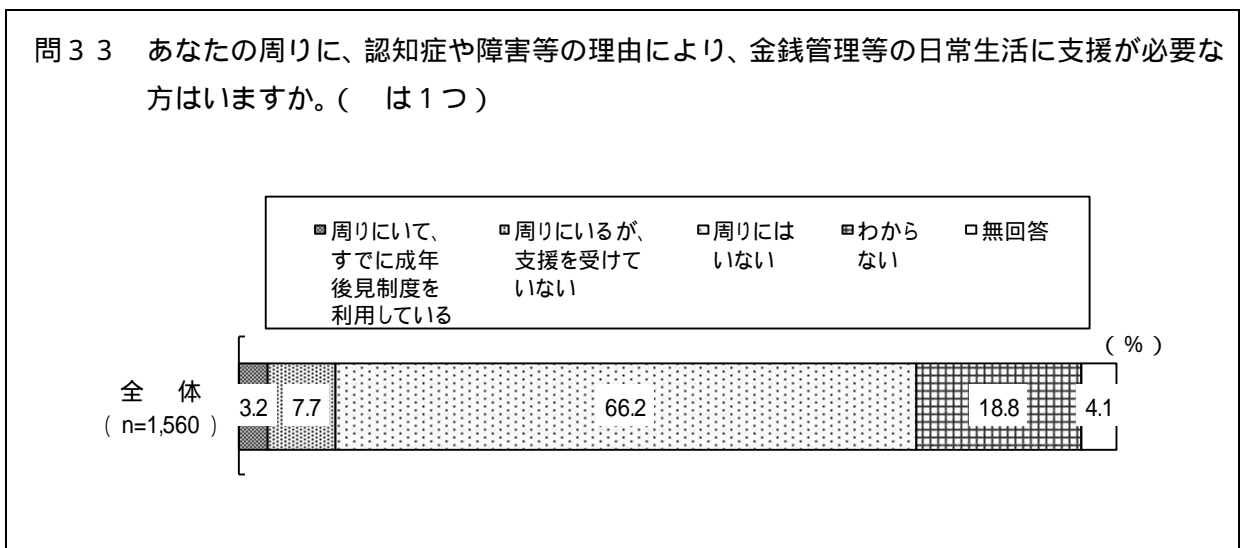
市民を対象とした、成年後見制度の認知度についてのアンケートでは、「制度の内容について、よく知っている」または「制度の概要は知っている」と回答した人が38.0%と半数に満たない状況でした。



(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート報告書より)

○ 日常生活に支援が必要な方の有無

市民を対象としたアンケートで、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支援が必要な方の有無について、「周りにはいない」または「わからない」と回答した人の割合は85.0%となっています。

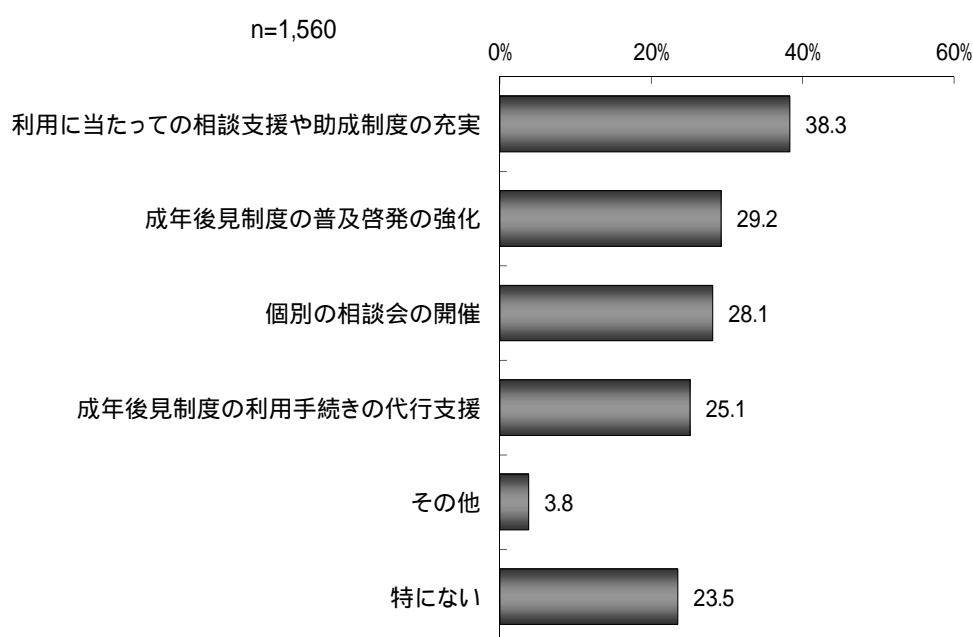


(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート報告書より)

○ 成年後見制度の利用促進に向けて市に期待すること

市民を対象としたアンケートで、成年後見制度の利用促進に当たって、市に期待することは何かとの問いについて、「利用に当たっての相談支援や助成制度の充実」と回答した人の割合は38.3%となっており、相談支援や助成制度の充実に期待する意見が最も多いという結果でした。

問34 あなたが、成年後見制度の利用促進に当たって、市に期待することは何ですか。(はいくつでも)



(第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート報告書より)

**3 課題**

成年後見制度の利用促進に当たっては、以下の項目についての課題があると考えます。

(1) 成年後見制度についての認知度が低い

市民アンケート調査での「成年後見制度」の認知度では、「制度の内容についてよく知っている」、「制度の概要は知っている」と回答した人は全体の38.0%、一方「名前は聞いたことはあるが、内容はわから

ない」、「名前も内容もわからない」と回答した人は57.9%でした。

このことから分かるように、「成年後見制度」はその性質上、誰もが人生において必要になる可能性が高いものであるにもかかわらず、制度についての認知度が低いことが課題となっています。

(2) 成年後見制度を必要としている人の早期発見が難しい

市民アンケートの調査では、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支障が必要な方の有無について、「周りにはいない」または「わからない」と回答した人の割合が85.0%でした。

周囲が把握できていない理由として、少子高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦が増加している中で、抱える悩みを相談できない方が増えるとともに、地域のつながりの希薄化から、地域の中でも悩みを把握しにくくなっており、制度を必要としている人の早期発見が難しいことが課題となっています。

(3) 成年後見制度を必要と思われる方が、制度の利用に結びついていない

成年後見制度の利用対象者と想定している、本市の認知症高齢者数は推計では令和元年度に32,639人となっており、今後も増加することが見込まれています。また、知的障害のある方、精神障害のある方も年々増加しています。

しかし、本市における成年後見制度の利用者数は1,314人(平成30年12月)となっており、認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方の全てが成年後見制度を利用するわけではないものの、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、自身の状況に合わせて、必要に応じて成年後見制度の利用が必要と思われる方々が、制度の利用に結びついていないことが課題となっています。

(4) 成年後見制度についての相談窓口の連携

成年後見制度に関する相談は、各障害福祉相談課、各高齢者相談課、各保健福祉課で受け付けるほか、各地域包括支援センター、さがみはら

成年後見・あんしんセンターで受け付けており、支援を必要とする方の相談を受ける体制は整備されている状況ですが、どの窓口で相談しても必要な支援に結びつくよう、各相談窓口で連携することが必要となっています。

#### 4 今後の方向性

現状の課題を踏まえて、今後、以下の3つの考え方を基に、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。

- (1) 支援が必要な方に情報が届くよう、制度の理解促進を図ります。
- (2) 早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えます。
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

#### 5 主な取組内容

は、方向性の重点的な取組

- (1) 支援が必要な方に情報が届くよう、制度の理解促進を図ります。

わかりやすいパンフレットの作成

市民公開講座の開催

専門家の派遣による制度説明の実施

職員等に対する研修の充実

- (2) 早期の段階から、相談や制度の利用がしやすい環境を整えます。

相談できる窓口の充実

市長申立ての手續や費用の負担が困難な方に対し、申立てに係る費用

及び後見人への報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業の実施  
市民後見人の養成・活動支援  
日常生活自立支援事業の実施  
さがみはら成年後見・あんしんセンターの運営支援  
死後事務・身元保証の取組への支援  
医療・介護従事者等の専門職による意思決定支援の充実  
専門家団体との協働による支援方策の検討

**コラム 「日常生活自立支援事業」と「市長申立て」とは**

**日常生活自立支援事業**

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、預金の払い戻し、預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理を行うものです。

認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等であり、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方が対象になります。

**市長申立て**

ご自身で判断することが困難な方の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続を行うものです。

法定後見開始の審判の申立については、本人、配偶者、四親等内の親族等が申し立てることが基本ですが、本人に身寄りがない等、当事者による申立が困難な場合で、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときに限り市長が申し立てることが可能となるものです。

( 3 ) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク の構築に取り組みます。

中核機関の設置

協議会の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

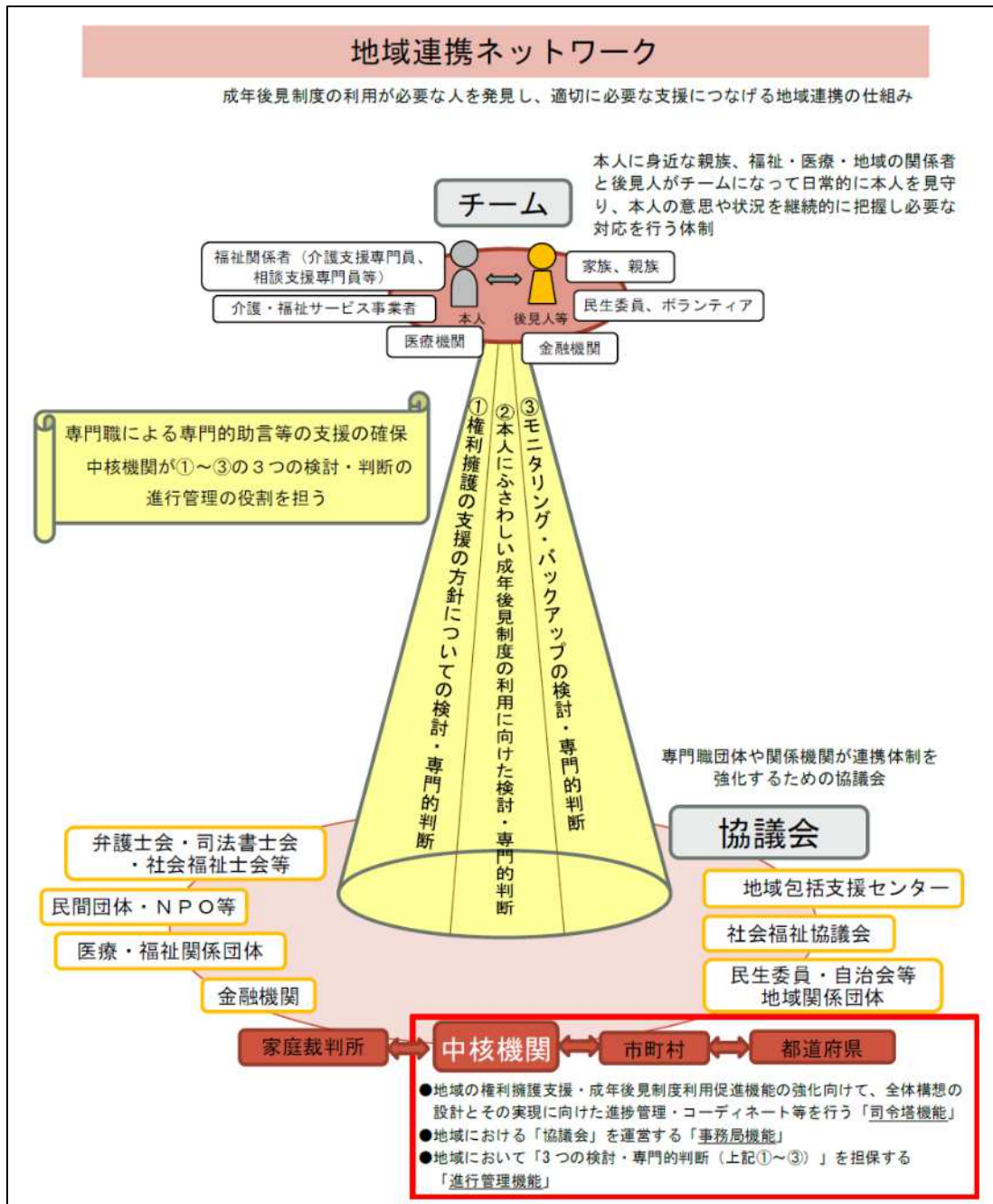
全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

本市においても、これまでの成年後見制度の利用促進に向けた取組や関係団体等の活動内容を生かしながら、地域連携の仕組みを構築していきます。



【権利擁護支援の地域連携ネットワーク、中核機関、協議会のイメージ図】



（厚生労働省作成「成年後見制度利用促進ニュースレターNo.1 から引用」）

## 6 重点的な取組

### (1) 中核機関の設置

#### ア 中核機関の概要





専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。成年後見制度利用促進基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の機関も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。

#### イ 設置の方向性

本市の実情に応じた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のためには、これを運営する中核機関の果たす役割や機能を丁寧に決めていく必要があります。

このため、中核機関の設置及び運営については、国基本計画で定められた方向性及び本市関係機関のこれまでの取組を踏まえて検討を行い、計画期間中の運営開始を目指します。

#### ウ スケジュール

	R 2	R 3	R 4	R 5
中核機関の設置に向けた検討				
中核機関の設置				
中核機関の運営				
中核機関の運営体制の見直し				

## (2) 協議会の設置

## ア 協議会の概要



後見等開始の前後を問わず、被成年後見人を支援する者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。なお、中核機関が協議会の事務局機能を担います。

## イ 設置の方向性

本市では、専門家団体が集まり、成年後見制度に関する取組を進めるため連携の強化や意見交換を行うことを目的に「成年後見制度に関する情報交換会」を例年開催しています。この取組によって培われた関係性を活かし、「成年後見制度に関する情報交換会」の参加者による「協議会設置準備会」を新たに設け、参加者からの御意見を踏まえて、本市の協議会の設置に向けた検討を行います。

その結果を踏まえて、協議会の設置、運営を進めていきます。

## ウ スケジュール

	R 2	R 3	R 4	R 5
協議会設置 準備会の設置	○			
協議会の設置に向けた検討				
協議会の設置		○		
協議会の運営				

## < 施策の方向性 >

### 3 生活に困窮する人への支援体制を充実します。

#### 現状と課題

経済環境や雇用形態の変化により、低所得者層や非正規雇用労働者が増加しています。

- 地域や社会から孤立し、支援につながない方々がいます。
- 経済的に困窮している人を困窮状態から脱却させることが大きな課題となっています。

#### 今後の方向性

就労支援、家計改善、住居確保、健康課題など本人の状況に応じた支援を行います。

地域のネットワークにより、生活困窮者を早期に発見し、相談窓口につなげます。

子どもから高齢者まで、地域で見守り支えあう仕組みづくりを推進します。

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることの無いよう、必要な環境整備を進めます。

### 主な取組内容

#### 生活困窮者自立支援施策の推進

- 自立支援相談窓口の運営
- 住居確保給付金の支給
- 一時生活支援事業の運営実施
- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施
- 就労訓練事業・就農訓練事業の実施
- 学習支援・若者サポート事業の実施

#### 生活資金一時貸付事業への支援

- 地域主体の子どもの居場所づくりの推進

## < 施策の方向性 >

### 4 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します。

#### 現状と課題

- 多様化する福祉ニーズに対応できるよう、サービスメニューの充実と質の向上が求められています。
- 自分にあった福祉サービスを探し、選び、利用するためには、利用者がサービスを比較し、安心して選択できるようにすることが求められています。
- 関係機関で情報を共有するとともに、わかりやすく発信する工夫が必要とされています。

#### 今後の方向性

- わかりやすいサービスの情報提供体制を充実します。
- 専門性の高い福祉サービスを提供します。

#### 主な取組内容

- 専門性の高い福祉サービスの提供
- 福祉サービス事業者等への指導監査の実施
- 各種医療費助成事業の実施
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ガイドブック（しおり）やチラシ、ホームページなどの複数の媒体を活用した情報の提供

< 施策の方向性 >

5 あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進めます。

現状と課題

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが社会参加しやすく、安心して生活できるまちづくりが望まれています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）に基づき、公共交通機関や建築物、公共施設のバリアフリー化推進のための指導を行っています。

○社会的に弱い立場の人への虐待や暴力などの人権侵害が、社会的な問題となっています。

今後の方向性

ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

高齢者や障害者、子育て中の人、外国籍の人などが行動範囲を限定されず、社会参加できる環境整備を進めます。

心のバリアフリーを推進します。

障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供に関する普及啓発を行います。

社会的に弱い立場の人たちを虐待や暴力から守ります。

主な取組内容

ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進

「心のバリアフリー」教育の推進

障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施

点字版やCD、多言語版など、情報の受け手に合わせた情報の提供

手話通訳・要約筆記者の派遣

外国籍市民への生活相談体制の充実

ガイドヘルプサービス等、外出支援サービスの実施

住宅設備の改善相談・助成の実施

子どもの権利保障の推進

ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の保護・自立支援の充実

人権施策推進指針に基づいた総合的な人権施策の推進

障害のある人への虐待防止に向けた取組の推進

高齢者虐待の早期発見と適切な対応の推進



## 基本目標 2

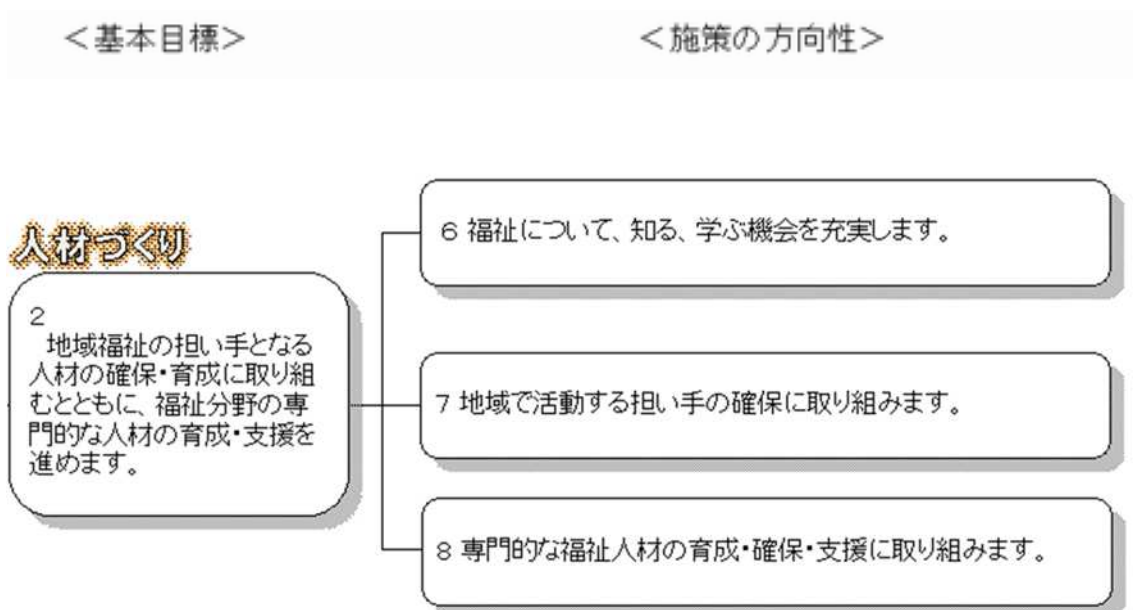
## 人材づくり

**地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。**

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。

このため、身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることが出来る機会や場を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、わたしたちの暮らす環境は日々変化し、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。わたしたちは、複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。



## < 施策の方向性 >

### 6 福祉について、知る、学ぶ機会を充実します。

#### 現状と課題

- 次代を担う子どもへの福祉学習の機会の充実が求められています。
- 公民館では、福祉講座や高齢者学級などを開催しています。
- 小・中学校では、福祉体験講座が行われています。
- 様々な困難を抱える人の行動や悩みを理解できる人材が求められています。

#### 今後の方向性

- 福祉に対する理解を深めるため、福祉と教育の分野間の連携を促進します。
- 子どもの頃から福祉に触れる機会を増やし、福祉の意識を醸成します。
- お互いを理解し、尊重する心を育みます。
- 福祉の啓発や学習機会を充実します。
- 福祉を学び、体験するために、取り組みやすく魅力的なプログラムを提供します。

#### 主な取組内容

福祉月間事業の実施  
福祉教育活動の促進  
認知症サポーターの養成、キャラバン・メイト養成の充実  
福祉体験学習の充実  
自殺対策ゲートキーパーの養成  
障害者週間における理解・啓発事業の実施  
介護への理解と魅力の発信

< 施策の方向性 >

7 地域で活動する担い手の確保に取り組みます。

現状と課題

- 地域福祉において、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。
- ボランティア団体の担い手の高齢化及び団体数の伸び悩みが課題となっています。
- 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが求められています。  
少子高齢化や長寿命化などを背景に、シニア世代の地域での活躍が期待されています。

今後の方向性

- ボランティアの目的や対象を明確にした事業を展開していきます。
- ボランティアが活動しやすい環境の整備と機会の充実を図ります。
- 多くの住民の参加を得るため、魅力あるボランティアセミナーのプログラム等を開発・提供します。
- 学生ボランティアなど、多様なボランティアの参加を促進します。
- 身近な場所での活動交流拠点である、公民館を活用した人材の育成・確保を目指します。  
高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。  
介護予防や日常生活支援を行う活動を促進します。

## 主な取組内容

さがみはら市民活動サポートセンターによる活動の支援  
市民活動サポート補償制度による活動の支援  
ボランティアチャレンジスクールの支援  
災害ボランティアの育成活動の支援  
ボランティアセンターの運営支援  
ボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進  
介護支援ボランティア（さがみはら・ハートポイント）事業の充実  
公民館等での高齢者学級の開催  
老人クラブへの支援  
シルバー人材センターによる高齢者の就労の促進  
マッチング相談会の開催  
シニア人材の活動促進に向けた支援の充実  
シニアサポート活動の支援

## &lt; 施策の方向性 &gt;

## 8 専門的な福祉人材の育成・確保・支援に取り組みます。

## 現状と課題

複合的な生活課題を抱える世帯が多くなっており、制度ごとの縦割りの支援策では十分に対応できないケースがあります。

行政が設置する相談窓口では、支援制度がないケースに対し、対応の限界があります。

多様なニーズに対応するため、専門的な知識や経験豊富な人材が求められています。

相談者に寄り添いながら、包括的な支援を行う人材が必要とされています。

支援を行う人材の定着が課題となっています。

## 今後の方向性

公的なサービスだけでは解決できない課題に対し、地域やボランティア等の力をコーディネートできる人材を育成、配置します。

地域の核となる人材を発掘・養成します。

福祉従事者の資質を向上します。

専門的な知識を持った福祉人材の育成と環境整備の支援により、定着を促進します。

## 主な取組内容

コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

生活支援コーディネーターの配置

地区ボランティアセンターにおけるコーディネーターの育成支援

福祉人材確保・定着・育成の支援

松が丘園の福祉研修センターにおける研修の実施

福祉従事者向け研修の支援

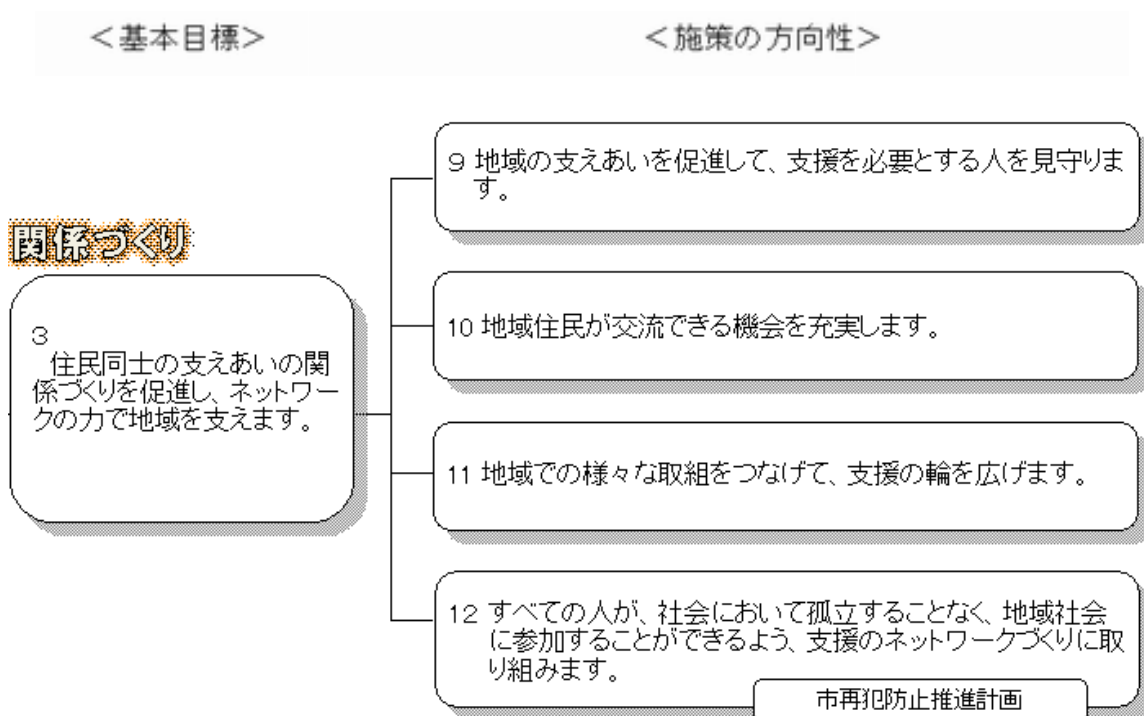
各種専門研修の実施

**住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、  
ネットワークの力で地域を支えます。**

「自分や家族が暮らしたい地域を考える」「地域で困っている課題を解決したい」という主体的・積極的な姿勢で、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより、共生の文化が広がる地域づくりが期待されます。

人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要です。

わたしたちの地域には、様々な知識や経験を持った人や、専門性のある社会福祉施設や企業などの地域資源があります。わたしたちは、これらの人や施設、企業などへ参加・協力を働きかけ、ともに地域で生活する仲間として、協働して地域を支えます。



## &lt; 施策の方向性 &gt;

9 地域の支えあいを促進して、支援を必要とする人を見守ります。

## 現状と課題

個人情報保護の観点から、地域での関わりが持ちづらい環境にあります。近年の大規模災害により、地域コミュニティの重要性や日常的な近隣関係の構築の必要性が再認識されています。

核家族化の進行により、家庭の中で高齢者や子どもを支える人が少なくなってきました。

高齢者や単身世帯などの増加により、民生委員・児童委員が果たす役割や活動への期待が高まる一方、負担感や周辺の理解不足から「なり手」の確保が課題となっています。

## 今後の方向性

地域での孤立を防ぐ取組を進め、高齢者、子ども、障害者を地域で見守ります。

災害時の支援につながる日常的な見守り体制の構築を促進します。

小地域での仲間づくりや関係づくりを進めます。

民生委員・児童委員の活動への理解を深め、民生委員協力員制度の利用の促進等により、活動しやすい環境を整備します。

地域福祉の推進役である市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあいの福祉活動へ支援を行います。

## 主な取組内容

地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進  
 民間事業者等による見守り活動の促進  
 地域における災害時要援護者避難支援体制づくりの推進  
 民生委員・児童委員活動への支援  
 民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備  
 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援  
 ファミリー・サポート・センター事業の推進

## < 施策の方向性 >

### 10 地域住民が交流できる機会を充実します。

#### 現状と課題

地域には社会福祉施設や企業、NPOなどの貴重な地域資源が点在しています。

社会福祉法人による地域貢献の取組が広がりつつあります。

ボランティアを受け入れたり、地域のイベントに参加したりするなど、地域との連携を積極的に行っている社会福祉施設もありますが、地域貢献や社会参加の意向があっても、具体的な方法や参加手段が分からず、住民の福祉活動と十分に結びついていない地域資源があります。

社会福祉法人や社会福祉施設同士の連携が一層必要とされています。

多様化、複雑化する課題やニーズに対応するためには、地域のネットワーク力の向上が求められています。

#### 今後の方向性

地域資源と地域住民の関係づくりを進めます。

社会福祉法人や企業の地域貢献を促進します。

地域資源を活用し、住民の福祉活動の充実を図ります。

公共施設の活用を促進します。

認知症の人の社会参加を促進します。

#### 主な取組内容

地域資源の活用・ネットワーク化の推進

地域主体の居場所づくりを推進するために団体が活動しやすい環境の整備

生活支援コーディネーターと地域包括支援センターによる地域ケア会議

地域づくり部会の充実

若年性認知症の人及び家族の交流会の充実・認知症カフェの充実

市民福祉会館の運営

○こどもセンター、児童館の活用の促進

○公民館の活用の促進



## &lt; 施策の方向性 &gt;

## 1.1 地域での様々な取組をつなげて、支援の輪を広げます。

## 現状と課題

近隣関係の希薄化などから、支援を行うために必要な情報が集めにくくなっています。

日頃からコミュニケーションを取りあい、顔の見える関係づくりをすることが求められています。

近年多くの災害が発生しており、人と人とのつながりや、絆の大切さが再認識されています。

身近な地域に住民による支えあいの活動や交流の場が必要とされています。自動車運転免許証返納などから、買い物や通院など外出や移動支援の必要性が高まっています。

## 今後の方向性

住民同士の交流を促進し、地域の中で気軽に集まれる場所や機会を増やします。

住民の「顔」が見える関係づくりを支援します。

住民活動や社会参加の機会や場を充実します。

地域と関係機関との連携を図り、福祉課題を解決する力を伸ばします。

## 主な取組内容

ふれあいいきいきサロン、ふれあい・子育てサロンへの支援  
 南区地域福祉交流라운ジの運営支援  
 子育て広場の充実  
 地域・子どもふれあい事業の実施  
 自主防災組織の活性化の促進  
 障害者自立支援協議会の開催  
 要保護児童対策地域協議会の運営  
 いきいき百歳体操の推進  
 高齢者移動支援推進モデル事業の実施  
 シニアサポート活動の普及促進

## < 施策の方向性 >

12 すべての人が、社会において孤立することなく、地域社会に参加することができるよう、支援のネットワークづくりに取り組みます。

少子高齢化や、社会システムの複雑化などにより、社会的孤立が生まれやすくなっています。様々なきっかけにより、それまでに築いてきた人間関係が希薄になって社会的に孤立することは誰にとっても起こり得ます。

社会的に孤立して自ら公助につながるものが困難な状態に陥った人や世帯は、様々な日常的な困りごとや健康面などの問題が解消されないまま積み重なったり、互いに問題を助長しあう悪循環が起きやすく、次第に追い詰められて深刻な生きづらさを招くおそれもあります。いわゆる「8050問題」や「ひきこもり」などの社会的現象、生活習慣病やアルコール依存等の健康問題なども社会的孤立と関連が深く、誰もが経験しうる身近な課題です。

このように社会的孤立は全ての人々が直面する可能性があり、本人や世帯だけの力では解決することは難しい深刻な問題ですが、社会全体で力を合わせれば、その多くを防ぐことができ、誰にとっても安心して暮らせる社会の実現につながることを期待されます。

社会の力で社会的孤立を防ぐには、日頃から地域における共助が充実していることが大切です。地域の住人同士が互いに負担の少ない緩く安定したつながりを保ち、温かく見守り、変化に気付き、無理なくできることをして支えあい（共助）、必要な公的支援（公助）につなげた後も長く見守り続けるような地域ネットワークが、すべての住人の安心や生きやすさにつながると期待されます。

地域で生活を支えるためには、誰にとっても、安心して過ごせる場所があることや、自らの役割を感じる機会があることが大切です。こうした場所や機会を得ることが、社会とのつながりを回復するきっかけになります。

このため、生きづらさを抱えている人をしっかりと地域で受け止める環境を整えることが必要であるため、抱える悩みや課題を相談しやすい体制や保健・医療・福祉の整備に取り組むとともに、支援のネットワークづくりに取り組みます。

社会的孤立への対策と関連する国の動きでは、安全で安心して暮らせる社会

の実現に向け、再犯防止推進法が施行、これを受けて再犯防止推進計画が策定され、各自治体においても再犯防止推進計画を策定することが求められています。犯罪を繰り返す人の一部には、社会から孤立して追い詰められて生きることへの絶望等により再犯してしまう人が含まれているため、社会的孤立を防ぐ支援ネットワークは再犯を防止する力になります。

地域福祉計画では、「誰もがいきいきと安心して暮らしていくことができるまち」を目指します。罪を犯した人も、罪を償った後には地域で孤立することなく支援ネットワークとのつながりによって安心して暮らしていくことができるよう、必要性に応じた適切な福祉的な支援を提供していくため、本市では、以下のように地域福祉計画に再犯防止推進計画の内容を盛り込むものです。

## 1 再犯防止推進計画について

### (1) 再犯の現状と更生支援の必要性・重要性

国の刑法犯の認知件数は、平成30年には戦後最小となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、48.8%となっています。

再犯を繰り返す人の中には、高齢者や障害のある人、依存症で治療が必要な人など支援が届きにくく、居住地や仕事がないために追い詰められ、様々な課題を抱えている人が含まれていることが分かっています。様々な課題を抱えている人が孤立して再び罪を犯すことを防ぐには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会参加を支援することが必要です。「息の長い支援」を行政や民間支援団体等が連携協力して実施する必要があり、地域社会で生活する人に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供し、調整する市の役割が極めて重要となっています。

過去に犯した罪を償い再出発を図ろうとしている人が、孤立することなく地域生活を送れる社会をみんなで目指すことにより、再犯に追い込まれる人を減らし、市民全員にとって安全安心な、社会参加しやすい地域コミュニティが実現していくと考えます。

また、このような状況の中で、何よりも市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、行政と関係機関が連携し、犯罪が起きにくい環境を構築していくことが必要となっています。

### (2) 国の動向

国は、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」を施行し、平成

29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。再犯防止推進法第8条第1項には、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう、努力義務を規定しています。

(3) 本市における計画の位置付け

平成29年6月に改正、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法では、市が定める地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項として、新たに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加わりました。

再犯の防止等の推進は、誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取組であり、地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項に該当すると考え、今回策定する第4期相模原市地域福祉計画において、市再犯防止推進計画の内容を盛り込むこととしました。

2 現状

犯罪白書では、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、立ち直りのための支援では、就労、教育、保健医療・福祉関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があることを示し、市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されています。

(1) 犯罪の発生状況

(人) < 刑法犯認知、検挙状況の推移 >



(人) < 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 >

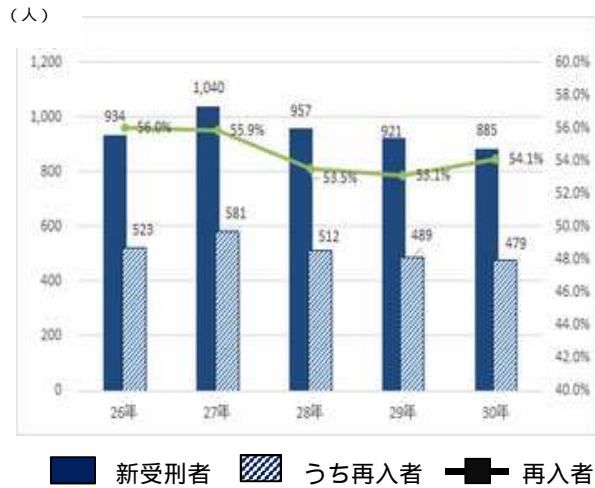


(神奈川県警本部の犯罪統計資料)

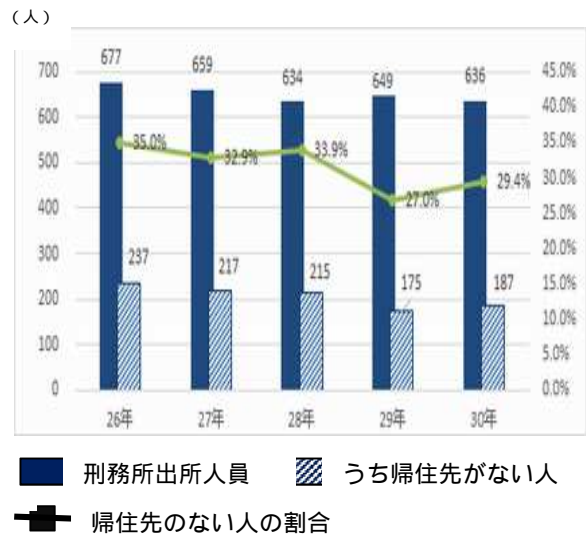
(2) 矯正施設入所者等の状況

注：法務省調べ、神奈川県の数値

< 新受刑者中の再入者数及び再入者率 >

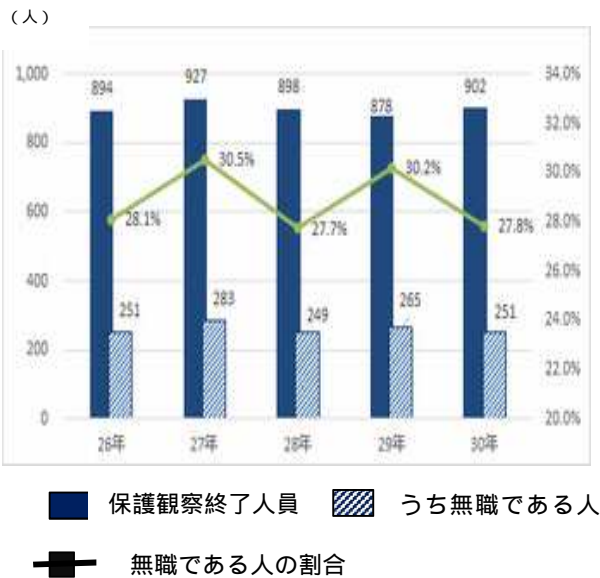


< 刑務所出所時に帰住先がない人の状況 >



注：神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値

< 保護観察終了時に無職である人の数及びその割合 >

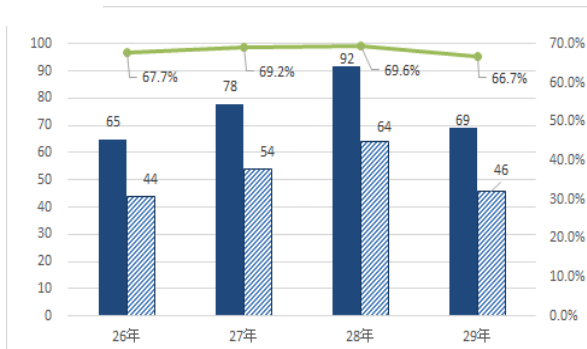


< 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療・支援を受けた人の数及びその割合 >



< 高齢（65歳以上）の新受刑者中の再入者数及びその割合 >

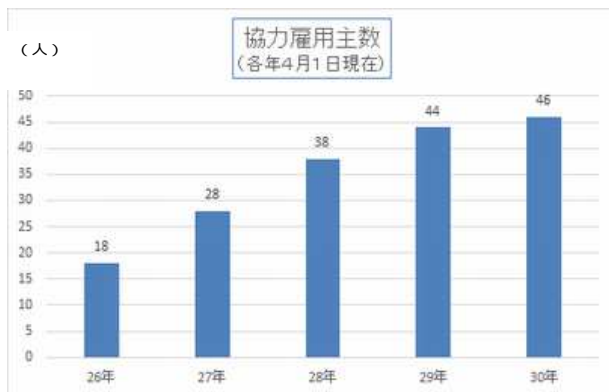
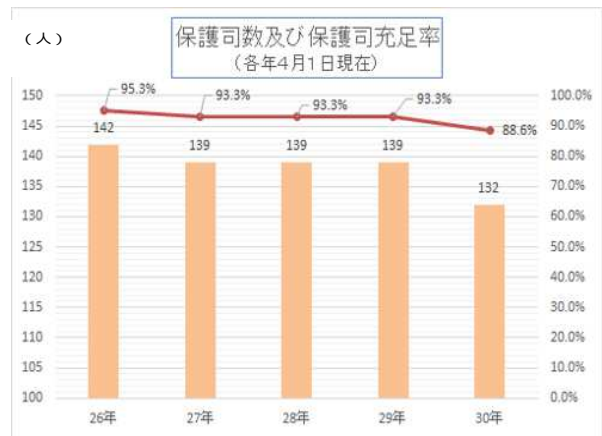
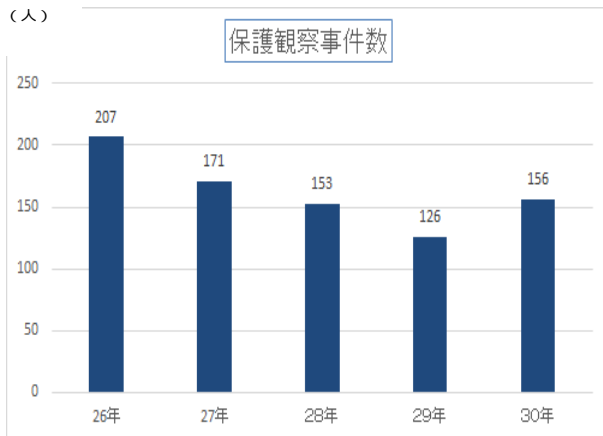
(人)



- 刑事施設等の高齢(65歳以上)入所者
- うち再入者
- 再入者率

(3) 更生保護に関わる状況(相模原市)

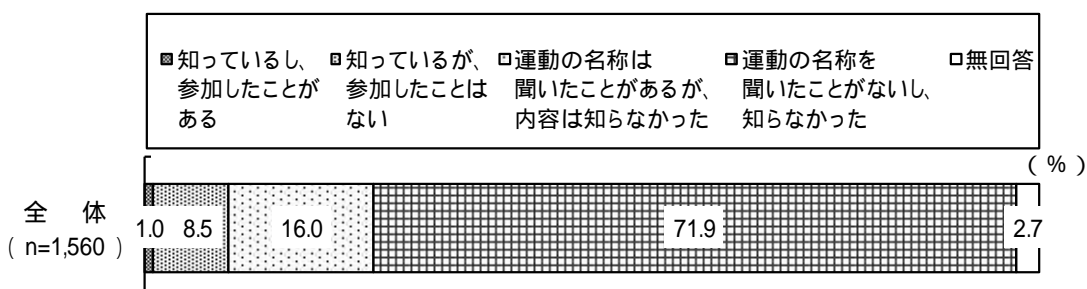
注： 横浜保護観察所管内、相模原市の数値



○「社会を明るくする運動」の認知

市民を対象にアンケートを行ったところ、社会を明るくする運動の認知度で、最も多かった回答は「運動の名称を聞いたことがないし、知らなかった」で71.9%となっています。

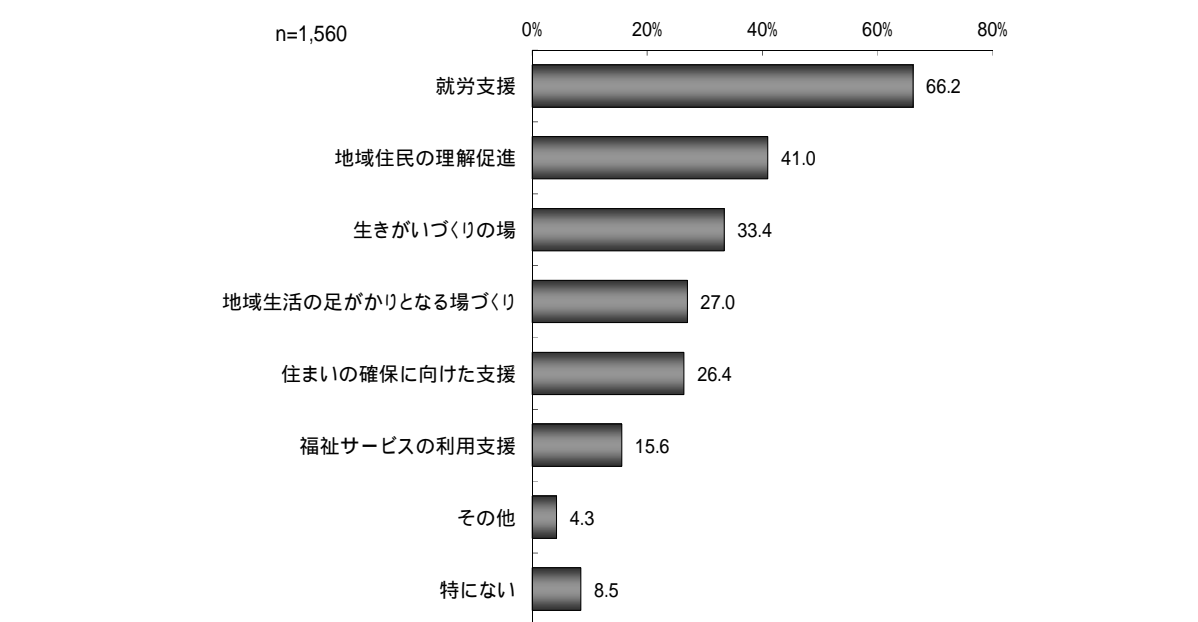
問35 「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。本市でも毎年7月の強化月間を中心に、様々な運動が行われていますが、この運動について知っていますか。( は1つ)



○罪を犯した人が矯正施設の出所後に地域で暮らしていくために地域でサポートできること

市民を対象にアンケートを行ったところ、罪を犯した人が矯正施設を出所した後、再び罪を犯さずに地域で暮らしていくためにサポートできることについての問いで、最も多かった回答は「就労支援」で66.2%、次いで「地域住民の理解促進」が41.0%となっています。

問36 罪を犯した人が、矯正施設を出所した後、再び罪を犯さずに、地域で暮らしていくために、地域でサポートできることは、どんなことだと思いますか。(はいくつでも)



### 3 課題

#### (1) 再犯の防止等に関する施策の認知度が低い

市民アンケート調査の結果において、「社会を明るくする運動」の認知度は「運動の名称を聞いたことがないし、知らなかった」が7割を超え、「知っているし、参加したことがある」は僅かとなっています。

再犯の防止等に関する施策や活動は、認知度が低く、身近なものとして感じられていないため、市民の関心と理解が得にくい状況です。

#### (2) 再犯の防止等の推進は、関係機関団体等の連携と切れ目のない支援が必要である

国において、犯罪をした人等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のため取組が実施されてきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は、市が主体となって民間団体等関係機関と協力・協調して行われることが想定されています。しかしながら、犯罪や非行をした人の中には、その人の特性から必要な支援を受けることができなかつたり、限られた社会資源しか活用できていないという課題があります。また、市は、犯罪をした人等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどが課題となっています。

円滑な社会復帰の促進のため、「安定した生活環境や必要な支援の確保」と「息の長い支援」の実施が求められていることから、市と刑事司法関係機関等が連携していくことで、必要な行政サービスや適切な情報提供、民間の社会資源の幅広い活用の実現が期待できます。

### 4 今後の方向性

#### (1) 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の関心と理解を醸成します。

#### (2) 支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化します。

#### (3) 関係機関の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を実施します。



5 主な取組内容

は、方向性の重点的な取組

(1) 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の関心と理解を醸成します。

- 社会を明るくする運動の推進
- 理解を深めるための研修やセミナーの実施

(2) 支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化します。

関係機関とのネットワーク連絡会議の設置

- 民間支援団体との連携強化
- 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

(3) 関係機関の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を実施します。

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援の実施
- 一般就労が困難な人への就労支援の実施
- 関係機関と連携し、対象者（高齢者・障害者）やその家族に対する支援の実施
- 生活困窮者に対する相談支援の実施
- 依存からの回復支援（相談・回復プログラム等）の実施
- 関係機関と連携し、非行の未然防止のための支援の実施

コラム 「社会を明るくする運動」とは

“社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2020年で70回目を迎えます。



## 6 重点的な取組

### 関係機関とのネットワーク連絡会議の設置

#### ア ネットワーク連絡会議の概要

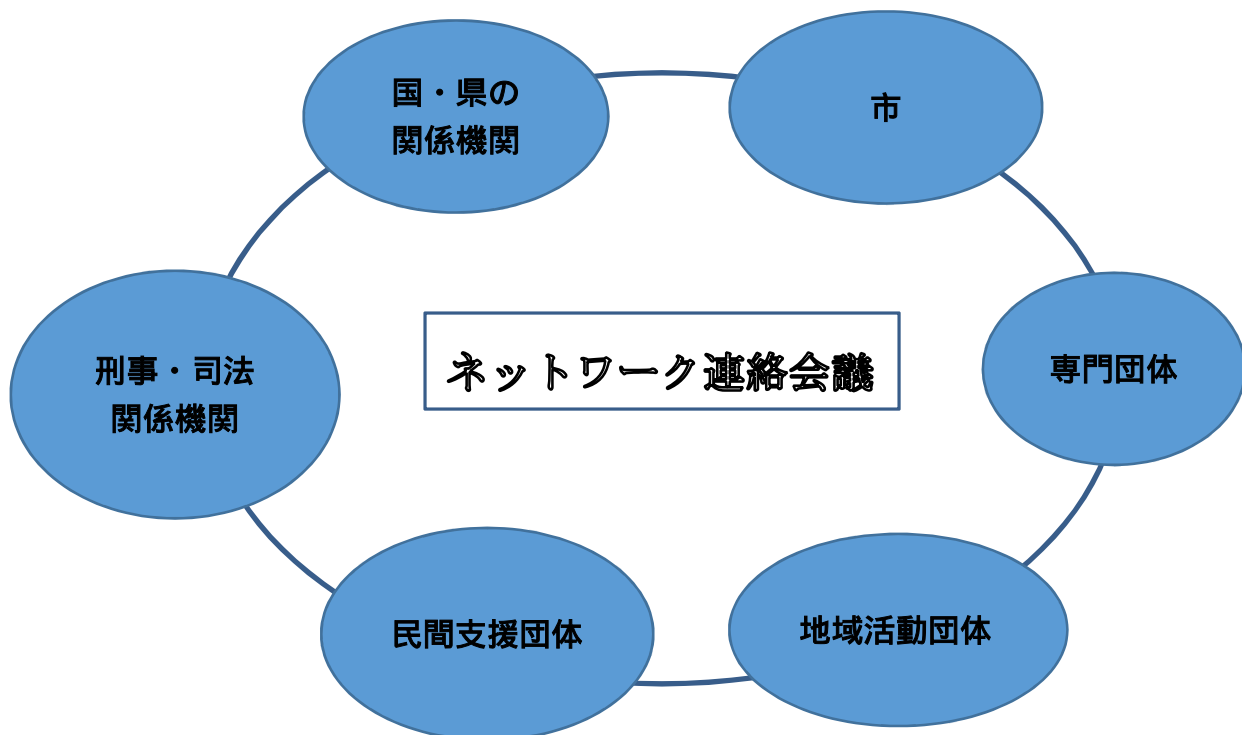
国・県の機関等と市、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働し、更生支援・再犯防止等に関する施策を進めていくための合議体です。

#### イ 設置の方向性

刑事・司法関係機関、更生保護関係団体、保健医療・福祉関係機関、国・県の関係機関、市、地域の民間団体が構成し、継続的に課題や対応について、情報共有・情報交換を行います。

各種の支援ニーズのある対象者を実際の支援機関・団体につなげるために、保健医療・福祉のサービスを含め、行政が実施している支援や既存の制度について地域の関係機関や・団体に対して情報を提供していきます。

また、ネットワーク会議を開催する中で、より課題解決に向けた場を設ける必要性を検討していきます。



## 第5章

### 計画の推進に向けて





## 1 進行管理体制

地域福祉計画の進行管理については、市の附属機関である「相模原市地域福祉推進協議会」と庁内組織の「地域福祉計画連絡会議」が行います。

また、本計画を推進し、市全体の地域福祉を向上させるためには、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、市と市社会福祉協議会の進行管理組織が課題を共有し、必要に応じて意見交換を行うなど、連携して進行管理を行います。

## 2 評価の方法

本計画の評価は、計画に位置付けた施策の実施状況を地域福祉推進協議会に報告し、意見・評価を反映させながら計画を推進します。

また、計画の成果を客観的に確認するため、基本目標ごとに計画期間の成果目標及び補助指標を設定し、本計画の「目指すべき姿」にどれだけ近づくことができたのかという視点で総合的に評価を行います。

## 3 成果指標

### 基本目標 1

誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。

#### 成果指標

指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
ユニバーサルデザインに関する認知度 【市政に関する世論調査】	25.6%	50.0%	誰もが地域で社会参加できるまちづくりを測定する指標

#### < 補助指標 >

指標	基準値	方向性
小圏域の相談支援機能が整っている地区の数	8地区 <sup>1</sup>	増加
就労支援により就職に結びついた生活困窮者の割合	62% <sup>2</sup>	増加
成年後見制度利用者数	1,314人 <sup>3</sup>	増加

<sup>1</sup>平成31年3月末 <sup>2</sup>平成30年度実績 <sup>3</sup>平成30年度実績

## 基本目標 2

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。

成果指標

	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
地域で支え合い・助け合いの活動に参加したいと思う市民の割合 【計画策定にかかるアンケート】	24.4%	50.0%	地域への理解の深まりと、担い手の育成状況を測定する指標

< 補助指標 >

指標	基準値	方向性
福祉ボランティア活動者数	10,086人 <sup>1</sup>	増加
福祉専門研修に参加した人数	252人 <sup>2</sup>	増加
自殺対策ゲートキーパー養成者数	4,697人 <sup>3</sup>	増加
認知症サポーターの養成数	44,488人	増加

<sup>1</sup>平成31年3月末市社会福祉協議会いるかバンク活動者延べ人数 <sup>2</sup>平成30年度実績

<sup>3</sup>平成30年度末延べ人数 平成30年度末延べ人数

**基本目標3**

住民同士の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

成果指標

指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	指標の説明
制度の狭間の福祉課題を抱える人の早期発見や支援について身近な地域の福祉関係者との連携でうまくいった支援があると回答した民生委員・児童委員の割合 【民生委員・児童委員アンケート】	28.0%	35.4%	地域内の連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいるかを測定する指標

< 補助指標 >

指標	基準値	方向性
地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制を構築している自治会の割合	52.1% <sup>1</sup>	増加
市内で開催されているサロンの数	309箇所 <sup>2</sup>	増加
社会を明るくする運動に参加した人数	735人 <sup>3</sup>	増加

<sup>1</sup>平成30年度末現在 <sup>2</sup>平成30年市社会福祉協議会把握数 <sup>3</sup>平成30年度実績



---

---

第4期相模原市地域福祉計画（案）

相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-9222（直通）

FAX 042-759-4395

E-mail [chiikifukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:chiikifukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp)

---

---